









- 2014 5 No.517
- ●市町村の消防の広域化について
- ●消防団の更なる充実強化について
- ●「障害者施設等火災対策検討部会報告書」について
- ●東日本大震災を踏まえた危険物施設の震災等 対策のあり方に関する検討報告書の概要





消 防 庁 Fire and Disaster Management Agency







特 報 1	市町村の消防の広域化について	_
特 報 2	消防団の更なる充実強化について	6
特 報 3	「障害者施設等火災対策検討部会報告書」について	8
特 報 4	東日本大震災を踏まえた危険物施設の震災等対策の 1 あり方に関する検討報告書の概要	

平成 26 年 5 月号 No.517

救助隊発足50周年を迎えて(横浜市消防局長 荒井 守) 巻頭言 Report Topics 平成26年度全国統一防火標語・防火ポスターの発表について …………………………………………………………… 20 緊急消防援助隊情報 先進事例紹介 消防の広域化 地域と住民の安心と安全を守る消防を目指して(奈良県広域消防組合) ----- 26 電気自動車を非常時の電力バッテリーとして活用(横須賀市) **************************** 28 消防通信~望楼 豊中市北消防署(大阪府)/新居浜市消防本部(愛媛県) 消防大学校だより 新任教官科(第7期) …………… 警防業務リーダー講習会の開催について ……… 通知等 広報テーマ(5月分・6月分) …… 本号掲載記事より

住宅用火災警報器の普及促進について(住宅防火防災シンポジウムの紹介) ……………

e-カレッジによる防災・危機管理教育のお知らせ



22

救助隊発足50周年を 迎えて



横浜市消防局長 荒井 守

平成26年8月、横浜市消防局では、救助隊発足から50年の節目を迎えます。

救助隊誕生の夜明け前である昭和30年代は、高度経済成長の時代であり、昭和39年開催の東京オリンピックに向けたインフラの整備が一段と進んだ時代でした。一方、災害に目を向けると、消防がこれまで経験したことのない、化学工場災害や火薬運搬車の爆発、さらに昭和38年11月には、国鉄鶴見、生麦間で死者161名、負傷者120名という列車脱線多重事故が発生しました。

これらの災害を契機として、昭和39年8月20日、警防部に救急救助課が設置され、「消防特別救助隊」 が全国に先駆け誕生しました。救助隊発足にあたって陸上自衛隊富士学校でレンジャー訓練を受けたこと から、当局では、救助隊を「レンジャー」と呼んでいます。

近年では、平成16年10月に発生した新潟県中越地震やJR西日本福知山線脱線列車事故を契機に、特別高度救助隊の設置が規定されたことから、当局では、40名の隊員と8台の車両、高度救助資機材を装備した特別高度救助部隊(スーパーレンジャー、通称「SR」)を平成21年4月に発足させました。現在では、あらゆる災害に対応するため、NBC災害の専門部隊として機動特殊災害対応隊を加え、56名の隊員と13台の車両で特別高度救助部隊を編成しています。

高度経済成長時代の激変する都市構造により、多様化する災害への対応を図るべく全国に先駆けて1隊22名で発足した救助隊は、その時代に応じた救助資機材や救助技術を駆使し、救助事象に対応してきましたが、近年のインフラに目を向けると、トンネル、橋りょう、石油コンビナート施設等の老朽化が進むなど、災害の発生リスクが一段と高まるとともに、新たに開発された技術やシステム等により、都市構造の複雑化が一層進展しており、より困難性の高い救助事象が現出することが危惧されます。

そういったことを受け、これまで先人が築いてきた足跡と脈々と受け継がれてきた精神を引き継ぎ、SRを筆頭に19隊322名の救助隊員は、救助隊としての誇りを胸に、市民の安心・安全に向け、さらに前進してまいります。



昭和54年救助技術指導会「障害突破」(写真中央)

市町村の消防の広域化について

消防·救急課

1 広域化の現状(平成26年4月1日現在)

平成18年6月の消防組織法改正以降、34地域で広域化 が実現しました。(別表1)

このうち、平成26年4月1日には、奈良県内の市町村 のうち2市を除く37市町村(11本部及び非常備1村)が 広域化し、一部事務組合方式の消防本部としては全国最大の規模の「奈良県広域消防組合消防本部」が誕生しています。(この広域化に関しては本誌の「先進事例集」で紹介されています。)

なお、今後についても、10地域において期日を明らか にして広域化に向けた協議が進展しているところです。

(別表1) 平成18年6月の消防組織法改正以降に広域化した消防本部(34本部)

21.4.1 1 北海道 富良野広域連合消防本部 広域連合 富良野地区湖防場合消防本部 1 北海道 東広島市消防局 事務委託 東広島市消防局 事務委託 東広島市消防局 事務委託 東京消防庁 東京消防庁 事務委託 東京消防庁 事務委託 21 静岡 下田消防本部 一部事務組合 長佐野市消防本部 長佐野市消防本部 一部事務組合 22 大阪 泉州南広域消防本部 一部事務組合 長佐野市消防本部 一部事務組合 22 大阪 泉州南広域消防本部 一部事務組合 上の北山市消防本部 一部事務組合 上の北山市消防本部 一部事務組合 22 大阪 泉州南広域消防本部 一部事務組合 一部事務組合 上の北山市消防本部 一部事務組合 上の北市消防本部 一部事務組合 22 大阪 東州南広域消防本部 一部事務組合 一部事務組合 一部事務組合 上の北市消防本部 一部事務組合 上の北市消防本部 一部事務組合 一部事務組合 一部事務組合 日本市消防本部 一部事務組合 日本市消防本部 一部事務組合 日本市消防本部						のが日的祖代が						
1 1 1	広域化年月日	No	都道府県	消防本部名	広域化の方式	広域化前の消防本部等	広域化年月日	No	都道府県	消防本部名	広域化の方式	広域化前の消防本部等
2		1	北海道	富良野広域連合消防本部	広域連合							所沢市消防本部
22.4.1 2 広島 東広島市浦防南島		Ľ.	10/4/2	面及对点观是自用的平部	/A-W.E-LI			20	埼玉	埼玉西部消防局	一部事務組合	
22.4.1 4 東京 東京湖防庁 事務組合 全球 東京湖防庁 事務組合 全球 東京湖防庁 事務組合 上東川 東京	21.4.1	2	広島	東広島市消防局	事務委託							
22.4.1 4 東京 東京海防庁 事務委託 報優・								21	±4.020	下田:米陸+	如市政知会	
22.4.1 4 東京 東京消防庁 事務委託		3	福岡	人留米広域消防本部	一部事務組合	福岡県南広域消防組合消防本部		21	肝川山	下田州初本部	一部争份阻口	
23.4.1	22.4.1		++	=- \\n+-	キッケエー							
23.4.1 6	22.4.1	4	果只	果只消防厅	事務 安託	東久留米市消防本部		22	大阪	泉州南広域消防本部	一部事務組合	
23.4.1 23.4.1 23.1.1.2.8 7 奈良		5	富山	砺波地域消防組合消防本部	部事務組合		25 / 1					熊取町消防本部
23.11.28	22.4.1	Ľ		8000X-0-30/13/09E (1731/07F-18P	H- 5-32/11		23.4.1					
23.11.28 7	23.4.1	_	丘庫	1111111111111111111111111111111111111	如市致知合			23	兵庫	西はりま消防本部	一部事務組合	
23.11.28		0	共単	北はりま用的本部	一即事物阻口							
	22.44.22	-		and the state of t	+ 76 7 =7			24	丘庫	古 /13/2015 ★ 201	如市政知会	朝来市消防本部
23.12.1 8 山形 山形 山形 山形 山形 山下 山下 山下	23.11.28	/	佘艮	五條巾消防本部	事務委託 -			24	共庫		一部争份阻口	
24.4.1 24.4.1 24.4.1 25.3.30 14 富山県東部消防組合消防本部		8						25	佐賀	佐賀広域消防局	広域連合	佐賀広域消防局
24.4.1 10	23.12.1		山形	山形市消防本部	事務委託			-	#10 A	Technical III Strategy & Strate I de	+n-+-7640 A	
24.4.1 10		-						26		指佰南九州消防組合消防本部	一部事務組合	
24.4.1		9	北海道	砂川地区広域消防組合消防本部	一部事務組合							
24.4.1 10							25.7.1	27	青森	弘前地区消防事務組合消防本部	一部事務組合	黒石地区消防事務組合消防本部
24.4.1		1.0	.1.17/	■ 四 亡 は / 二 た 吉 76 / ロ ヘ ツ が 上 か 7	÷r±z6/0 ∧							
11	24.4.1	10	ШПУ	直賜仏或行以事務組合消防本部	一部事務租合							滝川地区広域消防事務組合消防本部
11 次城 0元567	24.4.1							28	北海道	滝川地区広域消防事務組合消防本部	一部事務組合	
12 山口 宇部・山陽小野田消防局		11	茨城	ひたちなか・東海広域事務組合消防本部	一部事務組合] -	29	9 北海道	道 旭川市消防本部	事務委託	
12 山口 宇部・山陽小野田消防局		<u> </u>	-51.70	0 7 2 3 3 10 M 10 10 M 10 10 M 10 M 10 M 10 M								
24.10.1 13 滋賀 東近江行政組合消防本部		12	山口	宇部・山陽小野田消防局	一部事務組合			127	10/4/22	76/11P/AR/FIP		
25.3.30			22.7.00									比布町(上川中部消防組合の構成町)
25.3.30 14 富山 新川地域消防本部	24.10.1	13	滋賀	東近江行政組合消防本部	一部事務組合			30	北海道	大雪消防組合	一部事務組合	変別町(上川中部消防組合の構成町)
25.3.30												
15 青森 青森地域広域消防事務組合消防本部	25.3.30	14	富山	新川地域消防本部	一部事務組合			21	+R⊑	+市四枚畷沙防+郊	如市政知会	大東市消防本部
25.3.31 16 神奈川		_						31		人来凸除呶用的本部	一部争份阻口	四條畷市消防本部
25.3.31 16 神奈川 小田原市消防本部 事務委託 小田原市消防本部 上極端的基金部 上極端的 上極端的		15	青森	青森地域広域消防事務組合消防本部	一部事務組合							
25.3.31 17 富山		_					26.4.1					
25.3.31 17 富山 富山県東部消防組合消防本部		16	神奈川	小田原市消防本部	事務委託							香芝・広陵消防組合消防本部
17 富山 富山県東部消防組合消防本部	25 2 24											大和郡山市消防本部
上市町	25.3.31	17	会山	宣山 □ 声 郊 ※				32	奈良	奈良県広域消防組合消防本部	一部事務組合	
18 静岡 志太広域事務組合志太消防本部		' /	田川	由山东朱砂州奶柜口用奶华即	中争物性口							五條中別的本部 空胶方域消防組合消防未部
18 静岡 志太広域事務組合志太消防本部 一部事務組合 日間市消防本部 日間市市消防本部 日間市市消防本部 日間市市消防本部 日間市市市消防本部 日間市市市消防本部 日間市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市		_										葛城市消防本部
25.4.1 19 埼玉 埼玉東部消防組合消防局		18	静岡	志太広域事務組合志太消防本部	一部事務組合							中吉野広域消防組合消防本部
25.4.1 19 埼玉 埼玉東部消防組合消防局												
25.4.1 19 埼玉 埼玉東部消防組合消防局 一部事務組合 幸手市消防本部 白岡市消防本部 白岡市消防本部 133 佐賀 伊万里・有田消防本部 一部事務組合 有田河消防本部 134 熊本市消防局 東発季野 熊本市消防局 東発季野 熊本市消防局								\vdash				
白岡市消防本部 3.4 能太 能太市消防局 事務委託 熊本市消防局	25.4.1	19	埼玉	埼玉東部消防組合消防局	一部事務組合			33	佐賀	伊万里・有田消防本部	一部事務組合	有田町消防本部
								34	能太	能本市消防局	車務委託	熊本市消防局
						杉戸町消防本部		1 24	NHAM.	MINIHALIAWAK	尹勿女癿	高遊原南消防本部

2 消防広域化重点地域について

消防庁は、平成25年4月1日に基本指針を改正し、広域化の推進期限を平成30年4月1日まで延長するとともに、国及び都道府県の支援を集中的に実施する「消防広域化重点地域」の枠組みを創設しました。

この「消防広域化重点地域」については、これまで 26地域指定され、このうち5地域は、平成26年4月1日 に広域化しています。(別表2)

今後もこれらの地域における広域化の協議が進展していくように都道府県とともに必要な支援を行っていく予

定です。

なお、指定の考え方は次のとおりで、各都道府県に可能な限り指定を依頼しているところです。

- ○「消防広域化重点地域」の指定は、市町村の消防の 現況及び将来の見通し、市町村の意見その他地域の 実情を勘案して都道府県知事がその判断により行う もの(長官通知)
- ○重点地域の指定の対象となる地域は次のとおり(基本指針)



- ①「今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域」
- ②「広域化の気運が高い地域」
- ○特に、以下の消防本部又は町村を含む地域について は、可能な限り重点地域として指定(課長通知)
 - ・職員数が少ない(例えば50人以下)小規模消防本 部で、特に今後、十分な消防防災体制が確保でき ないおそれがあると考えられる消防本部
 - ・非常備町村

- ・広域化を希望しているが、広域化の組合せが決まっていない消防本部
- ○広域化の組合せが決まっていない場合には、「□□本部を含む地域」や「□□町 (非常備町)を含む地域」という形での指定も可能 (課長通知)
- ※長官通知:平成25年4月1日付消防消第70号消防庁 長官通知
- ※課長通知:平成25年6月20日付消防消第145号消防 庁消防・救急課長通知

(別表2) 消防広域化重点地域の指定状況(平成26年4月1日現在26地域)

都道府県	指定時期	No	本部名又はブロック名	消防本部	市町村	広域化予定時期	都道府県	指定時期				
			滝川地区広域消	滝川地区広域消防事務組合消防本部	滝川市・新十津川町・雨竜町							
		1	防事務組合消防	芦別市消防本部	芦別市	_						
			本部	赤平市消防本部	赤平市							
				夕張市消防本部	夕張市	未定		İ				
			歌志内市を含む地域		歌志内市	未定						
		4	長万部町を含む地域		長万部町	未定						
		5	旭川市消防本部	旭川市消防本部	旭川市	_						
北海道	H25			上川中部消防組合消防本部(一部)	上川町・鷹栖町							
10/4/2	12月	6	大雪消防組合消	大雪消防組合消防本部	美瑛町・東神楽町・東川町	H26.4						
			防本部	上川中部消防組合消防本部(一部)	当麻町・比布町・愛別町							
				帯広市消防本部	帯広市							
				西十勝消防組合消防本部	新得町・清水町・芽室町			H26				
		7	十勝	北十勝消防事務組合消防本部		H28.4	静岡	4月				
			1 333	東十勝消防事務組合消防本部				4月				
				南十勝消防事務組合消防本部								
				池北三町行政事務組合消防本部								
				水戸市消防本部	水戸市・城里町							
				土浦市消防本部	土浦市							
				石岡市消防本部	石岡市							
				常陸太田市消防本部	常陸太田市							
				高萩市消防本部	高萩市							
						北茨城市消防本部	北茨城市					
				笠間市消防本部	笠間市							
				取手市消防本部	取手市							
		26	H26 8				l	常陸大宮市消防本部 那珂市消防本部	常陸大宮市 那珂市			
							茨城消防救急無	つくば市消防本部	つくば市			H26
					線・指令センター	かすみがうら市消防本部	かすみがうら市	未定		2月		
茨城	H26			運用協議会	小美玉市消防本部	小美玉市						
-3X49X	3月					茨城町消防本部	茨城町		大阪	H26		
									大洗町消防本部	大洗町		
						大子町消防本部	大子町			3/3		
					古河市・下妻市・常総市・坂東			H25				
				茨城西南地方広域市町村圏事務組合	市・八千代町・五霞町・境町		佐賀	9月				
				筑西広域市町村圏事務組合	結城市・筑西市・桜川市			2/3				
				常総地方広域治市町村圏事務組合	常総市・守谷市・つくばみらい市							
				鹿行広域事務組合	潮来市・行方市・鉾田市							
				鹿島地方事務組合	鹿嶋市・神栖市							
			B+	阿見市	阿見町							
		9	県南ブロックの	稲敷地方広域市町村圏事務	龍ケ崎市・牛久市・稲敷市・	H27.4						
			一部	組合	美浦村・河内町・利根町		宮崎	H26				
埼玉	H26	10	第6ブロックの一	草加市消防本部	草加市	H27.10	1	3月				
埼玉	2月	10	部	八潮市消防本部	八潮市	H27.10						
神太田	H25	11	県央西部ブロッ	厚木市消防本部	厚木市	+=						
神奈川	12月	11	クの一部	清川村(非常備)	清川村	未定						
長野	H25	12	中南信ブロック	伊那消防組合消防本部	伊那市・辰野町・箕輪町・南箕輪村	H27.4						
技野'	8月	12	の一部	伊南行政組合消防本部	駒ヶ根市・飯島町・中川村・宮田村	П2/.4						

都道府県	指定時期	No	本部名又はブロック名		消防本部	市町村	広域化予定時期			
					沼津市消防本部	沼津市				
					伊東市消防本部	伊東市]			
				搬来げ立	清水市消防本部	清水市]			
				1 TELL	東伊豆町消防本部	東伊豆市				
					田方消防本部	伊豆市・伊豆の国市・函南町	1			
		13	駿東伊豆地域	下田西伊豆 地区	下田消防本部	下田市・西伊豆町・松崎町・河津町・南伊豆町	H28.4			
					三島市消防本部	三島市	1			
				三島・裾野・	裾野市消防本部	裾野市	1			
				長泉地区	長泉町消防本部	長泉町	1			
				熱海市	熱海市消防本部	熱海市	1			
	H26			,	富士宮市消防本部	富士宮市				
静岡	4月	14	岳南地域		富士市消防本部	富士市	未定			
	.,,				静岡市消防本部	静岡市・川根本町				
					島田市消防本部	島田市	1			
		15	静岡地域		吉田牧之原市広域施設組合	吉田町・牧之原市	H28.4			
					牧之原市相良広域	牧之原市				
		16	伐开市泰町广域行政组会							
		16	中遠地域		磐田市消防本部	磐田市	未定			
					御前崎市消防本部	御前崎市				
		17	東遠地域		菊川市消防本部	菊川市	未定			
		.,	AE-0-%		掛川市消防本部	掛川市				
					浜松市消防本部	浜松市				
		18	西遠地域		湖西市消防本部	湖西市	未定			
	H26		大東四條	條畷消防 大東市消防本部		大東市				
	2月	19	本部				四條畷市消防本部	四條畷市	-	
	2/3	-	北部ブロ	ックの	豊中市消防本部	豊中市	H27.4			
大阪	H26	20	一部	, , •,	能勢町 (非常備)	能勢町				
	3月		新南河内ブロッ		富田林市消防本部	富田林市				
	5/1	21			河南町消防本部	河南町	H26.10			
	H25		伊万里・	有田消	伊万里市消防本部	伊万里市				
佐賀	9月	22	防本部	пш/п	有田町消防本部	有田町	-			
	2/3				西都市消防本部	西都市				
		23	県1ブロッ 部	/クの―	東児湯消防本部	高鍋町・新富町・木城町・川南町・都濃町	未定			
			県1ブロッ	/クの―	日南市消防本部	日南市				
		24	部	, , 0,	串間市消防本部	串間市	未定			
	H26		-		高千穂町 (非常備)	高千穂町				
宮崎	3月	25	県1ブロッ	クの一	五ヶ瀬町(非常備)	五ヶ瀬町	H27.4			
	3,3	23	部		日之影町 (非常備)	日之影町	1			
					諸塚村(非常備)	諸塚村				
			県1ブロッ	クの―	美郷町 (非常備)	美郷町	1			
		26	部	, , ,	西米良村(非常備)	西米良村	未定			
			HIP .		椎葉村 (非常備)	椎葉村	1			

3 消防庁の今後の取組みについて

消防庁では、広域化を推進するため、次に掲げる取組 を行っていく予定です。

○消防広域化推進アドバイザーの派遣

消防広域化推進アドバイザーの派遣に関する要望調査を行い、積極的な派遣を展開していきます。

○「消防広域化マニュアル」・「消防広域化事例集」の普 及促進

平成25年度末に、消防広域化推進アドバイザーの協力を得て、「消防広域化マニュアル」・「消防広域化事例集」を作成しました。

「消防広域化マニュアル」には、広域化の実現に向けた基本的手順や広域化を進める際に必要となるポイント

などを掲載しており、「消防広域化事例集」には、 広域化を実現した消防本部における検討経過や、 広域化後の具体的なメリット・課題等を紹介しています。





・消防庁ホームページ(消防広域化推進関係資料URL) http://www.fdma.go.jp/neuter/koikika/koikika_ index.html

問合わせ先

消防庁消防・救急課 今井、清水 TEL: 03-5253-7522



消防団の更なる充実強化について

地域防災室

総務大臣書簡

としております。

消防団は愛郷心と公共心に基づいて、地域の安心、安 全の確保に大きく貢献をいただいている一方で、消防団 員数は年々減少を続けています。

このような中、昨年11月には都道府県知事、市区町 村長宛てに新藤総務大臣から書簡で、消防団員確保の一 層の取組を依頼し、その後、様々な取組が各地域で行わ れています。

昨年12月には、「消防団を中核とした地域防災力の充実 強化に関する法律」が成立したことを受けて、総務省とし ても退職報償金の引上げ、装備に対する交付税措置の増額 など、消防団の充実強化に向けて取り組んできました。

このような国の取組を踏まえ、平成26年4月25日付け で、改めて新藤総務大臣から都道府県知事、市区町村長 宛てに、消防団員確保に向けた一層の取組のほか、消防 団員の処遇の改善、装備・教育訓練などへの対応を書簡 にて依頼しました。

ライフジャケットなどの安全装備品等の充実を図る 手当の支給額が交付税単価を下回る現状であること といたしましたので、各市町村におかれましては的確 幹部の現場指揮の対応能力の向上を図るカリキュラム 訓練の基準を本年三月二十八日に改正し、消防団中堅 交付税を大幅に増額しました。また、消防学校の教育 とともに、この改正に対応して、装備に対する地方 から、この点を踏まえて適切に予算措置等を講ずる な措置をお願いします。また、多くの市町村で報酬· 本年四月から退職報償金を一律五万円引き上げること の装備の基準を抜本的に改正し、トランシーバーや 消防団の装備につきましては、本年二月七日に消防 消防団の処遇改善につきましては、政令改正により 引き続きの御対応をお願いします。

促進の取組に、より一層の御尽力をお願いする書簡を 出させていただきました。これまでの御対応に感謝 かけるため、消防団員の確保、特に地方公務員の入団 昨年十一月八日には、消防団員数の減少に歯止めを

のために日々御尽力されていることに、心より敬意を 貴職におかれましては、 地域住民の安心・安全確保

消防団の更なる充実について

都道府県知事

(※市区町村長に対するものも同内容)

平成二十六年四月二十五

総 務

臣

しくお願いいたします。 層、貴職の御協力をいただきますよう、何卒、

でおります。

総務省は、消防団の充実強化に全力を挙げて取り組ん 災力の充実強化に関する法律」が成立したことを受け

昨年十二月には「消防団を中核とした地域防

本年度は、昨年成立した新法の実質的なスタートの

年です。この法律の趣旨を踏まえ、私としても、

行政の充実に更に努力をしてまいりますので、

おいて特に顕著な功績をあげた消防団など二十二消 多くの消防団員を増加させた消防団や、 働きかけや機能別団員・分団制度の導入、消防団協力 ついて取り組んでいただいております。本年二月には、 事業所表示制度の活用、地方公務員の入団促進等に あります。これまで、女性や大学生など幅広い層への 消防団活動に



2 消防団の更なる充実強化について

消防団の更なる充実についての大臣書簡を受け、同日付けで、消防庁長官通知「消防団の更なる充実強化について(依頼)」を以下のとおり発出しました。

消防地第20号 平成26年4月25日

各都道府県知事

殿

各市区町村長

消防 庁長 官(公印省略)

消防団の更なる充実強化について (依頼)

消防団の充実強化について更なる取組を依頼するため、本日付けで新藤総務大臣から各都道府県知事及び各市区町村長宛に書簡をお送りいたしました。 昨年成立しました「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法 律」(以下「消防団等充実強化法」という。)を踏まえ、消防庁では、「消防団充実強化対策本部」を昨年12月24日に立ち上げ、消防団の充実強化を強力に推進していく体制をとりました。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、消防団等充実強化法の趣旨 に基づく施策について着実な展開を図っていただくようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法第37条の規定に基づく助言として発出する ものであることを申し添えます。

記

1 消防団への加入促進について

(1) 地方公務員の加入促進

消防団員数は全国で87万人を切り、地域の安心・安全の確保のために 大変憂慮される状況となっております。今日、消防団員の確保は最重要課 題と言っても過言ではありません。

従前より、地方公務員の消防団への加入促進についてお願いをしておりますが、より加入しやすい環境をつくるため、消防団等充実強化法第10条に規定された「公務員の消防団員との兼職に関する特例」が、平成26年6月13日に施行されることとなっています。一般職の地方公務員につきましては、消防団等充実強化法第10条第3項の規定により、兼職及び職務専念義務に関して柔軟かつ弾力的な取扱いがなされるよう、必要な措置を講ずるものとされていますので、6月13日の施行日までに遺漏なく対応されるようお願いします。

(2) 消防団協力事業所表示制度の導入促進等

消防団協力事業所表示制度の活用等により、事業所における消防団活動へのより一層の理解及び協力の促進をお願いいたします。また、平成18年度に設けた同制度は、平成25年4月1日現在、全国で978市町村が導入しております。消防団協力事業所表示制度の未導入市町村におかれましては、速やかに導入してください。

(3) 日本郵便株式会社社員の消防団への加入促進

日本郵便株式会社社員の消防団への加入促進に関しまして、別添のとおり、平成26年1月21日付けで、同社本社から各郵便局長あてに消防団への協力について通知されておりますので、引き続き、同社社員に消防団への加入促進の働きかけを行っていただきますようお願いします。

2 消防団員の処遇改善について

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第56号)が、同年4月1日から施行され、退職報償金を一律5万円引き上げることとしました。各市町村におかれましては条例改正をされているところですが、退職報償金の支給について着実な措置を講じていただきますようお願いします。

また、消防団員の処遇改善については、従前より要請を行っているところですが、多くの市町村において、交付税単価(年間報酬36,500円、1回当たり出動手当7,000円)より、条例単価の方が低い状況にあります。交付税単価はあくまで標準的な額ではありますが、条例単価の方が低い市町村におかれては単価の引上げをお願いします。

3 装備・教育訓練等の充実について

(1) 装備の充実について

「消防団の装備の基準」は昭和63年に定めて以来、初めて平成26年2月7日付けで抜本的に改正し、トランシーバー等の情報通信機器、ライフジャケット等の安全装備品、救助資機材装備等の充実・強化を図りました。また、装備に対する地方交付税措置については、改正後の基準に基づき、平成25年度は標準団体当たり約1,000万円であったものを、平成26年度からは約1,600万円と大幅に増加させました。各市町村におかれては、この装備基準を踏まえ、予算措置を講じられるようお願いします。

(2) 消防団車両、消防団拠点施設等の整備支援

消防団車両、消防団拠点施設などの整備に利用できる「緊急防災・減災事業債」を、平成26年度は総額5,000億円に拡充し、平成28年度までの3年間、継続実施することとしました。当該制度を積極的に活用し、消防団車両や消防団拠点施設等の整備に努めてください。なお、各市町村が消防団拠点施設及び地域防災の拠点施設を整備するに当たっての留意事項について、平成26年3月28日付けで通知したところです。

(3) 教育訓練の充実について

現場指揮者に対し、救助活動・安全管理の教育訓練の充実を図るため、「消防学校の教育訓練の基準」を改正し、平成26年4月1日に施行しました。具体的には「中級幹部科」を大幅に見直し、「現場指揮課程」と「分団指揮課程」からなる「指揮幹部科」とし現場指揮の能力向上を図るとともに、時間数を12時間から24時間と拡充しました。各消防学校におかれては、同内容を踏まえた訓練を実施していただきますようお願いします。また、各市町村におかれましては、消防団員が訓練に参加できる環境づ

また、各市町村におかれましては、消防団員が訓練に参加できる環境づくりに御配慮ください。

4 その他

各市町村におかれましては、消防団の充実強化に関し、既に平成26年度 当初予算で措置していただいたところもありますが、措置されていない場合 には、必要に応じて、今後編成する補正予算における予算措置において所要 の措置を講じられるようお願いします。

また、消防団を中核とした地域防災力の充実強化の取組は、地域において 横断的に取り組む必要があることから、都道府県知事及び市区町村長におか れましては、消防防災部局のみならず全庁的な取組として実施されるようお 願いします。



「障害者施設等火災対策検討部会報告書」 について 予防課

1 はじめに

消防庁では、平成25年2月8日に発生した長崎市の認知症高齢者グループホーム火災(以下「グループホーム火災」という。)を受けた「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」の検討結果を踏まえ、「障害者施設等火災対策検討部会」(以下「検討部会」という。)を開催し、障害者施設、障害児施設、児童福祉施設、生活保護施設のうち消防法施行令別表第一(6)口に該当するもの(以下「障害者施設等」という。)の火災被害拡大防止対策等及び火災予防行政の実効性向上等について検討を進めてきた。

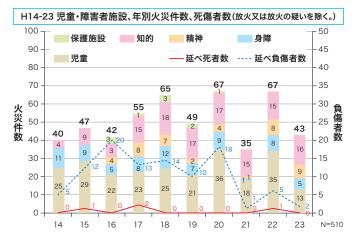
ここでは、平成26年3月28日に公表した検討部会の報告書の概要を紹介する。なお、報告書の全文については、消防庁ホームページ(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2603/260328_1houdou/04_zenbun.pdf)を参照していただきたい。

2 障害者施設等の概要

(1) 障害者施設等における火災の発生状況

平成14年から23年までの10年間において、障害者施設等では年間40~60件程度の火災が発生しており、死者数は年間0~2人程度、負傷者は年間20人程度である(図1参照)。

図 1 最近10年間の障害者施設等における火災件数等



(2) 障害者施設等の運用について

障害者の地域生活を支援する目的で、様々な形態の住まいである障害者施設等が存在していることから、今後とも関係機関が情報を共有し、障害者を取り巻く環境の変化に応じた対応をすることが求められる。

3 障害者施設等における今後の火災対策にあり方

(1) グループホーム火災を踏まえた課題

グループホーム火災と同様に、障害者施設等において も、少数の介助者により、初期消火、消防機関への通報、 多数の自力避難が困難な者の避難誘導などを行う必要が あり、火災通報装置の操作・通報を適切に実施するため、 従業員に対する教育・訓練に加え、設備・装置に係る工 夫も図るべきである。

また、消防訓練を適切に行うことや、建築基準法令の 適合状況を関係行政機関間で情報共有することも重要で ある。

(2) ソフト面での主な対策

① 従業員教育

障害者施設等では、夜間の介助者が少なく、防火管理者が常に業務に従事しているとは限らないことから、全ての従業員が一定の知識を持ち、火災時に適切に対応することができるよう、定期的に教育を実施していくことが必要である。

② 効果的な訓練の実施

火災発生時の初期対応においては、施設の限られた 人数及び時間の中で、初期消火、消防機関等への通報、 入所者の避難誘導等を行う必要があるため、日頃の消 防訓練が重要であり、訓練を行う際には、建物構造や 入居者の特性、設置されている設備の状況、具体的な 避難経路や避難方法等施設の実情を考慮し、その効果 を高めていく工夫が必要である。

(3) ハード面での対策

① 自動火災報知設備と火災通報装置の連動 自動火災報知設備と火災通報装置の連動について





は、自動火災報知設備の発信機が誤って操作されるお それがあるといった点などに鑑み、これまで法令上自 動化を義務付けていなかったが、少人数の介助者で多 数の障害者の避難誘導を行うことが求められる障害者 施設等の特性を踏まえると、自動火災報知設備と連動 して火災通報装置による通報が自動的に行われるよう にするべきである。

② 防火関係の法令に不適合の施設の改善

消防法令上や建築基準法令上に規定される基準に不適合の建物においては、火災発生時に必要な初期消火、感知・通報、延焼拡大防止が図られないため、ソフト面の対策だけでは十分な効果が得られない。そのため、消防部局及び建設部局ではそれぞれ消防用設備等の設置・改善、建物の防火性能の確保を図るとともに、関係機関間において情報共有を図ることが必要である。

③ スプリンクラー設備の設置基準の見直し

ア 基本的な考え方

グループホーム火災を踏まえた教訓として、小規模な建物についても、入居者の状態によっては、介助者の避難誘導が困難となり、大きな被害が発生しうることが明らかとなったことから、障害者施設等について、避難の際に介助を要する者が主として入居する場合には、人命安全を最優先に考慮し、275㎡未満の建物についてもスプリンクラー設備の設置をすべきである。

一方、避難の際に介助を要する者が主として入 居する施設以外の建物では、スプリンクラー設備 を要さないこととしても避難への支障が少ないも のと考えられる。

- イ 構造等を踏まえたスプリンクラー設備が不要となる要件(表])
 - A 居室について、床面積100㎡以内かつ3室以内 ごとに、準耐火構造等で区画されているもの
 - B 居室の壁及び天井について難燃材料で仕上げる など、当該居室や廊下における火炎の成長を抑制 することが期待できるもの
 - C 100㎡未満の建物においてAの区画がない場合は、入居者の居室が避難階にあって、火災の延焼拡大を抑えるための内装の不燃化を図る方法と、避難に要する時間を検証する方法により迅速に屋外へ避難できるもの
 - D 共同住宅の一部を障害者施設等として利用して いるもののうち、住戸を準耐火構造で区画し、内 装制限等を行っているもの

表 1 スプリンクラー設備の設置が免除される構造

	具体的な権	講造
	(1) 延べ面積が 275㎡未満のもの ((2) に該当するものを除く。)	(2) 延べ面積が 100㎡以 下で入居者の利用室が避難 階にあるもの
例外1 火災が発生 しが拡大しに くくじに くせじに ようれたもの	ア:延焼抑制構造の区画(①)を 有する イ:壁・天井の不燃性が高い(②) ものとなっていること。 ※現行の延べ面積が275㎡以上 1,000㎡未満のもので免除される要件と同様。	壁・天井の不燃性が高い (②)ものとなっていること。
例外2 例外1と同 等の安全性 を有するも の	ア:延焼抑制構造の区画(①)を 有する イ:避難が容易な構造(③)を有 するものとなっていること。	避難が容易な構造(③)を 有するものとなっている こと。

①延焼抑制構造の区画

準耐火構造の床・壁で区画され、開口部の面積が一定以下で、当該開口部に自閉式等の防火戸が設けられており、区画された部分の床面積が100㎡以下で、居室が3以下のもの。

②壁・天井の不燃性が高い

壁・天井のうち、地上に通ずる主たる廊下その他 の通路にあっては準不燃材料であり、その他の部分 にあっては難燃材料であること。

③避難が容易な構造

避難階のみに要介助者が入居している施設において、早期感知や屋外から直接に避難誘導できる経路の確実な確保が図られており、かつ、火災の影響が少ない時間内に介助者が入居者を屋外に避難させられることが個別に検証されたもの。

4 おわりに

平成26年4月1日に施行される障害者総合支援法による障害支援区分の見直しの動きについて、今後さらに注視しつつ、必要に応じて障害者関係団体等とも意見交換を行い、実効性のある対策を構築していくことが望ましい。

問合わせ先

消防庁予防課 設備係長 金子 TEL: 03-5253-7523



東日本大震災を踏まえた危険物施設の震災等 対策のあり方に関する検討報告書の概要

危険物保安室

1 はじめに

東日本大震災では多くの危険物施設が被災し、また、 事業の中断を余儀なくされました。危険物施設は震災時 等において、二次被害の発生防止に加え、早期の燃料等 の供給の再開や避難支援等の役割も期待されています。

このことから、消防庁では、平成23年度には、東日本大震災における危険物施設の地震・津波対策のあり方、 平成24年度には、危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全 確保方策に関する調査を実施し、必要な安全対策を講じ てきました。

消防庁では、これまでの検討結果を踏まえ、学識経験者、消防機関、関係業界団体から構成される「東日本大震災を踏まえた危険物施設の震災等対策のあり方に関する検討会」(座長:大谷英雄横浜国立大学教授)を開催し、危険物施設の事業者が、適切かつ容易に震災等対策(事前の計画の作成、従業員への教育・訓練、震災発生時の事業者等の対応、発生後の被害の確認・応急措置、臨時的な対応、復旧対応等)を実施することができるよう、過去の被災事例や奏功事例から得られた教訓や震災後に普及した技術や得られた知見を踏まえた危険物施設の震災等対策のポイントや留意点をまとめた「危険物施設の震災等対策がイドライン」を作成しました。

2 検討項目

検討項目については次のとおりである。

- (1) 危険物施設における東日本大震災時の事業者の対 応等に関する事項
- (2) 危険物施設における地震等災害リスクの分析及び 対策のあり方に関する事項
- (3) (1)、(2)を踏まえた緊急時対応マニュアルのガイドライン作成に関する事項

3 報告書の概要

東日本大震災の被害と課題を踏まえ、それぞれの危 険物施設において、危険物施設の事業者が、発災時に適 切かつ迅速に安全確認、二次被害防止、復旧等ができるよう、施設の実情に即して事前に必要な対応等について計画し、消防機関と調整して当該計画の内容を予防規程、マニュアルに明確にしておくとともに、資機材整備、従業員の教育・訓練に取り組むことが重要であることから、このためのポイント、留意点をガイドラインとしてまとめました。

4 ガイドラインの概要

危険物施設類型毎(製造所等編、屋内・屋外貯蔵所編、 屋外タンク貯蔵所編、移動タンク貯蔵所編、給油取扱 所編、一般取扱所編)に次の内容について整理して掲載しました。

<ガイドラインの内容>

1. 東日本大震災の被害と課題 東日本大震災の被害状況、震災に対する課題

2. 事前対策

危険物の保安措置、日常点検時のチェックポイント、 災害対応に関する事項、連絡体制、二次災害の防止、 避難、教育訓練

3. 施設の使用再開に向けた対応

設備点検時等の留意事項、点検等を行う必要がある部分のチェックポイント、施設、設備の運転停止時・開始時の安全措置、臨時的対応、危険物の仮貯蔵・仮取扱い、復旧に向けた事業所相互の協力体制

※ 参考資料として、参考となる良好な取組事例、震 災時の臨時的対応の事例等を掲載

問合わせ先

消防庁危険物保安室 危険物施設係 中嶋、貫井 TEL: 03-5253-7524

事業関係者の皆様へ

危険物施設の震災等対策ガイドライン

東日本大震災では危険物施設で様々な被害が発生し、また事業の中断を余儀なくされました。 そこで各事業所の震災等対策を推進するガイドラインを施設類型別でホームページに公開し ました。URL http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/kikenbutsu/guideline.html

屋内・屋外貯蔵所 屋外タンク貯蔵所 移動タンク貯蔵所

給油取扱所



危険物施設は震災時等において、二次被害の発生防止に加え、早期 の燃料等の供給の再開や避難支援等の役割も期待されています。

地震•津波 に対する 備えが必要!!

ガイドラインの主な内容

危険物施設の保安措置

- ●建築物、配管の耐震性 の確認
- ●ポンプ設備と基礎との 固定状況の確認
- ●日常点検時のチェック ポイント等



施設の使用再開に向けた準備

- ●設備点検の項目、応急 措置及び対策
- ●臨時的対応
- ●危険物の仮貯蔵・仮取 扱い等



災害対応に関する事項

- ●行動フローの作成
- ●安全確保
- ●緊急停止行動の確認
- ●初期消火、救出救護の 手順の確認
- ●避難計画の作成等

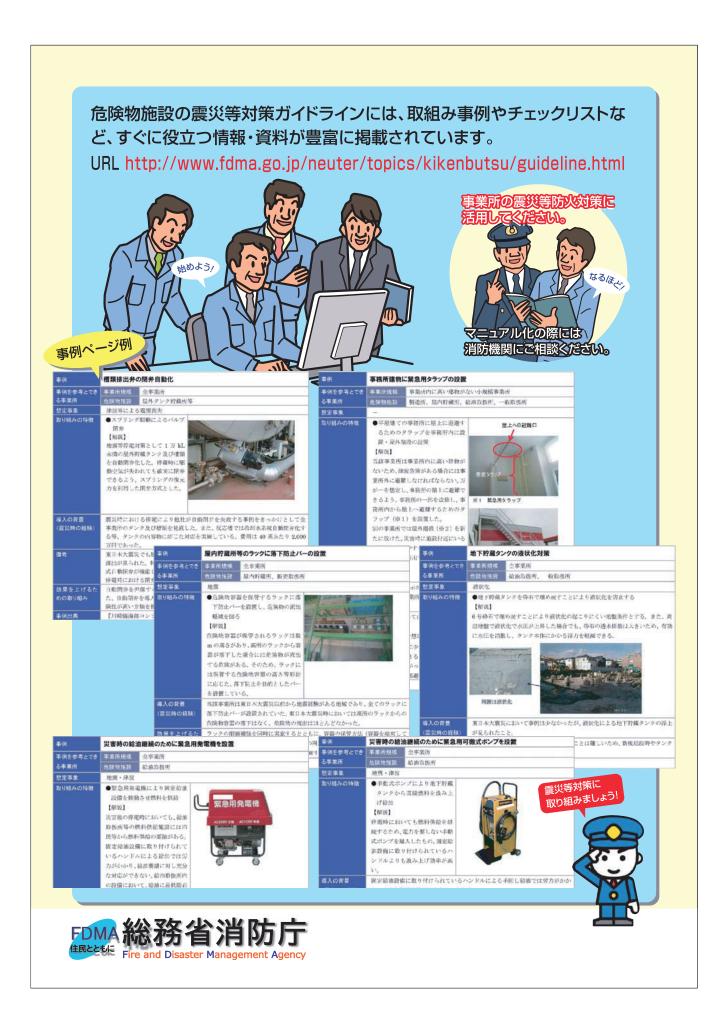


復旧に向けた事業所相互の協力体制

- ●同種同業者間の協力
- ●事業所間の協定
- ●地域との協定
- ●他業種との協力等



◎ホームページで公開中のガイドラインは、ダウンロードして使用できます。





平成25年(1月~12月) における火災の概要 ^(概数)

1 総出火件数は、48,028件、前年同期より 3,839件の増加

平成25年(1月~12月)における総出火件数は、48,028件で、前年同期より3,839件増加(8.7%)しています。

これは、おおよそ1日あたり132件、11分ごとに1件の火災が発生したことになります。

また、火災種別でみますと、次表のとおりです。

2 総死者数は、1,616人、前年同期より 105人の減少

火災による総死者数は、1,616人で、前年同期より 105人減少(-6.1%)しています。 また、火災による負傷者は、6,826人で、前年同期と 同数となっています。

住宅火災による死者(放火自殺者等を 3 除く。)数は、992人、前年同期より 24人の減少

建物火災における死者1,250人のうち住宅(一般住宅、 共同住宅及び併用住宅)火災における死者は、1,093人で あり、さらにそこから放火自殺者等を除くと、992人で、 前年同期より24人減少(-2.4%)しています。

なお、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は、87.4%で、出火件数の割合54.3%と比較して非常に高いものとなっています。

4 住宅火災による死者(放火自殺者等を 除く。)の約7割が高齢者

住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)992人のうち、65歳以上の高齢者は698人(70.4%)で、前年同期より21人増加(3.1%)しています。

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数を、前年同期と比較しますと、逃げ遅れ548人 (25人の減・-4.4%)、着衣着火56人 (9人の減・-13.8%)、出火後再進入19人 (前年同)、その他369人 (10人の増・+2.8%) となっています。

平成25年(1月~12月)における火災種別出火件数

種別	件数	構成比(%)	前年同期比	増減率(%)		
建物火災	25,015	52.1%	▲ 568	-2.2%		
車両火災	4,575	9.5%	26	0.6%		
林野火災	2,015	4.2%	837	71.1%		
船舶火災	91	0.2%	4	4.6%		
航空機火災	3	0.0%	2	200.0%		
その他火災	16,329	34.0%	3,538	27.7%		
総火災件数	48,028	100%	3,839	8.7%		



5 出火原因の第 1 位は、「放火」、続いて 「たばこ」

総出火件数の48,028件を出火原因別にみると、「放火」5,033件(10.5%)、「たばこ」4,439件(9.2%)、「たき火」3,728件(7.8%)、「こんろ」3,705件(7.7%)、「放火の疑い」3,694件(7.7%)の順となっています。

6 住宅防火対策への取組み

平成16年6月の消防法改正により、全住宅の寝室等に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。新築住宅については平成18年6月1日から、既存在宅についても市町村条例の規定により順次義務化され、平成23年6月1日までに全ての市町村で義務化されました。

消防庁では、平成20年12月の住宅用火災警報器設置推進会議において決定された「住宅用火災警報器設置推進基本方針」に基づき、報道機関や広報誌等と連携した広報の実施や消防団、婦人(女性)防火クラブ、自主防火組織等と連携した普及・啓発活動等により住宅用火災警報器の早期設置の促進等を図ってきたところですが、平成23年6月にすべての住宅で義務化を迎えたことから、住宅用火災警報器設置推進会議を平成23年9月に「住宅用火災警報器設置対策会議」とし、未だに住宅用火災警報器を設置していない世帯への対策を打ち出すとともに、既に設置している世帯への維持管理を周知することで住宅用火災警報器の設置定着を図っています。

また、広報、普及・啓発活動として住宅防火防災推進シンポジウムを平成25年度は全国9ヵ所で開催したほか、住宅防火・防災キャンペーンや春・秋の全国火災予防運動等の機会をとらえ、報道機関や消防機関等と連携した普及啓発活動を行い、住宅用火災警報器のほか、防炎品、住宅用消火器等による総合的な住宅防火対策を推進しています。

7 放火火災防止への取組み

放火及び放火の疑いによる火災は、8,727件、総火災 件数の18.2%を占めています。

消防庁では、春・秋の全国火災予防運動において放火 防止対策に積極的に取り組むよう消防機関に通知し、全 国で放火火災防止対策戦略プランに基づきチェックリストを活用した自己評価による「放火されない環境づくり」を目指した取組みが進められています。

8 林野火災防止への取組み

林野火災の件数は、2,015件で、前年同期より837件 増加(71.1%)し、延べ焼損面積は約967.7haで、前年同 期より約595.8ha増加(160.2%)しています。

例年、空気が乾燥する春先に林野火災が多発していることから、平成26年も「林野火災に対する警戒の強化について(平成26年1月16日消防特第3号)」を各都道府県等へ発出し、入山者や林業関係者等に対する林野火災予防の徹底・警戒強化やヘリコプターによる空中消火の積極的な活用等について周知しました。

また、毎年、林野庁と共同で火災予防意識の啓発を図り、予防対策強化等のため、春季全国火災予防運動期間中の3月1日から7日までを全国山火事予防運動の実施期間とし、平成26年は「守りたい 森の輝き 防火の心」という統一標語のもと、様々な広報活動を通じて山火事の予防を呼びかけました。



問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室 吉村 関根 TEL: 03-5253-7526



「実践的な防災訓練の 普及に向けた事例調査 報告書」の公表

応急対策室

1 調査の目的

今後、発生が懸念されている首都直下地震、南海トラフにおける巨大地震等の被害を軽減するためには、実践的な防災訓練を実施することが不可欠です。

本調査は、実践的な防災訓練事例の調査を行い、地方 自治体等に情報提供を行うことで、防災訓練全体の充実 を図ることを目的としています。

2 調査の対象団体

本調査では、地域防災力向上のため実践的な防災訓練を実施している20の市区町村及び地域を対象に災害種別、風水害、人口規模、地域特性等の別に、実践的な防災訓練を行っている事例等についてヒアリング調査を行いました。(下記他13団体)

団体名	内 容
羽幌町 (北海道)	防災訓練のリアリティを目的とした「抜き打ち」津波避難訓練
気仙沼市(宮城県)	東日本大震災の経験を踏まえ、避難誘導方法と情報伝達の検証を行った 津波避難訓練
ふじみ野市 (埼玉県)	全避難所を開設し避難者受入れの改善につなげるとともに、発災時の危険回避行動から避難所運営までの一連の流れの検証を行った防災訓練
千代田区(東京都)	区内起業で構成される地域協力会の活動を中心とした帰宅困難者対応訓 練
新宿区 (東京都)	駅周辺防災対策協議会を基盤とした帰宅困難者対応訓練
目黒区 (東京都)	ペットの受入れ対策等の避難所運営の検証を行った防災訓練
板橋区(東京都)	訓練マニュアル冊子を作成し、区内各地区の防災訓練の企画・準備の工 夫を促す取組

3 実践的な防災訓練がもたらす効果

防災訓練には有形無形の様々な効果があることから、 市町村等においては今後とも積極的な防災訓練への取組 が期待されます。

ヒアリング調査を行った対象団体の防災訓練を行った ことによる効果は次の通りです。

4 実践的な防災訓練の実施に向けて

実践的な防災訓練を継続して実施することにより、災害の被害を軽減した事例が、東日本大震災にもありました。 防災訓練の対象や方法は一律的なものではありませ

防災訓練の対象や方法は一律的なものではありません。頻発する災害からの被害軽減を目指し、市町村、都道府県、学校や病院など社会のあらゆるレベルで、それ

	実践的な防災訓練がもたらす効果
災害時の被害の軽減	避難訓練を重ねてきた地域において、震災時に地区ごとに構成した班が避難誘導と安否確認を訓練どおりに行ったことで、犠牲者を最小限に食い止めることができた。(気仙沼市) 避難訓練を毎年繰り返し実施してきたことで、避難情報の伝達手段や避難場所の認知等、基礎的な部分の定着を図ることができていたため、平成23年の豪雨災害時も、警戒情報の呼びかけと住民の早めの避難により、人的被害は生じなかった。(貝附市)
自主防災組織など 住民組織の活性化	一人で避難することが難しい高齢者が多い地域事情を踏まえ、「1人では 逃げず、必ず3人以上で逃げる」という方針の訓練を自主防災組織や消防 団を中心に10年以上も継続して実施してきた結果、避難行動がより徹底さ れ、地域の防災力が保たれている。(土佐清水市下川口浦地区)
住民の防災意識の醸成	災害時に即した訓練を継続したことにより、地域の防災に対する意識の向上が図られ、これまで5,000人規模であった訓練参加者が、最近は、市人工の1/4に相当する10,000人規模の訓練参加者を維持している。(見附市)訓練対象となった重里地区は広い集落なので小集落ことに避難場所を地域の方々が選定し、避難行動を行い、安否確認を行うなど、避難意識の強化を図ることができている。(十津川村)
市町村長及び職員の災害対処能力の強化	総合防災訓練の関係者会議のほかに、災害対策本部の本部班・情報庶務班 の図上シミュレーション訓練(市長・副市長等含む)などを開催すること により、防災担当職員のみならず、市長や職員全体が防災意識を高め、災 害対処能力を強化することができた。(ふじみ野市)
関係機関との 連携強化	島内での孤立が発生し、道路交通網や通常の通信手段が寸断される状況の もとで住民を適切に避難させることを目的とし、消防、警察、自衛隊、海 上保安庁、DMAT、通信事業者(地元FM)等が連携して、訓練に参加した。 避難や搬送に加え、被害情報の収集や避難指示の伝達においても、関係機 関が連携し、役割を確認しながら訓練が実施された。(奄美市)
災害応急対策の マニュアル等への 反映	市内全避難所を開設した避難所運営訓練を実施したことにより、多数の避難者の受入れに対する課題を検証した結果、様式の簡素化を図るなど、避難所運営体制の改善につなげた。(ふじみ野市) 高校生が、地域防災の担い手として、避難所開設時の受付、炊き出し等の活動に関する可能性を見出すことができた。(上富田町)

ぞれの立場や機能に即した実践的な訓練を積み重ねて行くことが求められます。

本調査を、実践的な防災訓練を実施する際の参考にしてもらい、災害による犠牲者を一人でも少なくするための一助になれば幸いです。

実践的な防災訓練の実施に向けて

実践的な防災訓練に関するポイント

企画準備	参加人数や規模にとらわれることなく、より実践的な訓練を志向し、訓練 の方法、日時、場所等を十分検討していくこと
正画华渊	過去に地域で起きた災害の状況や教訓を、記録や調査などを通じて積極的 に掘り起こし、訓練に生かしていくこと
住民参画	地域住民が避難場所の選定や避難方法の検討などに企画段階から主体的に 参画し、訓練内容に反映させること
住民参回	地域住民自身の主体的な取組を把握するとともに、さらにその取組を参考 にして、他の地域に広げていくこと
	地域の地理的条件や人口構成などを考慮し、地域の実情にきめ細かく対応 した訓練内容にしていくこと
想定・シナリオ	「訓練でできないことは、本番でできなし」ということを考慮して、訓練 の内容は実災害時の動きに即したものとすること
	訓練実施の時間帯を昼間以外に実施することなど様々な想定を試行し、訓練がマンネリ化しないよう工夫すること
関係機関	災害時に関係機関や団体等にすぐに必要な活動要請が行えるよう、幅広く 関係機関に積極的な参加を呼びかけるとともに、企画段階から連携を強化 しておくこと
	市町村長が訓練の企画・実施に際し、庁内各部門への指示、住民・自主防 災組織、関係機関への働きかけを行うなどリーダーシップを発揮していく ことや、自らが災害対処能力の研鑽に努めること
庁内体制	防災担当職員が自らの問題意識を踏まえ積極的に発案するとともに、実施 調整において積極的に行動していくこと
	防災担当以外の職員も災害時に主体的な行動がとれ、庁内一丸となって対 処できるよう訓練に取り組むこと
継続	訓練を継続的に行うことにより、住民の防災意識を維持するとともに、訓練の準備過程で構築された関係機関・団体や住民組織との連携体制を持続





応急手当実技(埼玉県ふじみ野市)

避難所開設訓練(和歌山県上富田町)

※さらに詳しい事例等は総務省消防庁のホームページ 「実践的な防災訓練の普及に向けた事例調査報告書」を ご覧ください。リンク先は以下のとおりです。

【リンク先 総務省消防庁HP「実践的な防災訓練の普及に向けた事例調査報告書」】

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/zisenteki_bousaikunren_hukyu/houkokusyo_20140325.pdf



第27次消防審議会(第2回)の開催

総務課

平成26年4月21日(月)に、第27次消防審議会の第 2回会議を開催しました。

今回の会議においては、まず、「消防団の現状等について」として、前回第1回の会議における委員からの意見を踏まえ、消防団員数の地域別分析、消防団協力事業所に係る状況調査、欧米の消防団活動事例及び消防団の安全管理に関する最近の取組について、消防庁から説明を行いました。次に、「消防団の充実強化に関する最近の消防庁の取組について」として、消防団等に関する前回第1回の会議以降の主な動き(消防団員等公務災害補償等責任共済に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布・施行、消防学校の教育訓練の基準の改正等)について、消防庁から説明を行いました。

さらに、「消防団を中核とした地域防災力充実強化大会」として、平成26年8月29日(金)に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律を踏まえて地域防災力の充実強化を国民運動として盛り上げていくことを趣旨として開催される予定の同大会について、同大会を中心となって推進されている公益財団法人日本消防協会の会長である秋本専門委員から御説明いただきました。

これらの説明の後、次回第3回の会議において取りまとめを行う予定の中間報告へ向けた委員間の議論が行われました。議論の始めに、室崎会長から、前回第1回における議論等を踏まえ、①被用者団員の加入促進策、②機能別団員・機能別分団制度を活用した加入促進方策、③女性・大学生等の加入促進方策、④地域防災力の充実強化に関する国民運動の展開について、中間報告等における論点となるのではないかという旨の発言がありました。そして、これを受け、これらの論点のほか、若者の消防団活動への理解促進、消防団と自主防災組織・地域コミュニティとの関係、災害対応における自助・共助の重要性等、幅広い事項について、委員間の活発な意見交換が行われました。



意見交換の締めくくりとして、室崎会長から、前回及び今回の会議における各委員からの意見を踏まえ、次回第3回の会議において中間報告の案を示し、一定の取りまとめを行いたい旨の発言がありました。

次回第3回の会議は、平成26年6月26日(木)に開催し、中間報告についての議論を行う予定です。

なお、消防審議会の資料及び議事要旨は、消防庁ホームページに掲載しています。(http://www.fdma.go.jp)

【議事次第】

- 1 開 会
- 2 議事
 - (1) 消防団の現状等について
 - (2) 消防団の充実強化に関する消防庁の最近の取組等について
 - (3) 中間報告に向けた議論
- 3 閉 会

問合わせ先

消防庁総務課 濱里、安藤、山田 TEL: 03-5253-7506



第17回消防防災研究講演会の開催

消防研究センター

第17回消防防災研究講演会(テーマ:大規模・特殊災害時における現場対応と消防科学技術の役割 ~今後の首都直下・南海トラフ地震への対応について~)が、平成26年1月31日(金)、日本橋公会堂で開催されました。消防研究センターは、これまで十勝沖地震における石油タンク全面火災、新潟県中越地震による斜面災害現場、東日本大震災におけるコンビナート火災現場などにおいて、科学的知見に基づいたデータや助言などを提供し、災害収束のための応急対応を消防本部や事業所などとともに行ってきました。今回の講演会では、当時の現場活動の状況を関係機関担当者らによって改めてレビューし、これらの経験を踏まえて、今後様々な災害を引き起こすことが指摘されている首都直下・南海トラフ地震での応急対応について議論しました。

報告された研究課題は、以下のとおりです。

- ・大規模地震災害に対する消防防災技術のあり方
- ・震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いについて
- ・2004年新潟県中越地震の土砂災害現場における技術 支援
- ・新潟県南魚沼市で発生したトンネル爆発事故の現場活動支援
- ・タンク浮き屋根沈没と全面火災への対応事例
- ・東日本大震災におけるガスタンク火災への対応について
- ・東日本大震災における石油コンビナート等防災区域の 火災対応について
- ・危険物施設がかかえる課題と今後
- ・石油タンクの地震・津波被害予測



第17回消防防災研究講演会(日本橋公会堂)

- ・石油タンク火災の泡消火効率の改善に関する検討
- ・震災時の消防活動におけるロボット技術の活用 当日の配布資料は以下から入手できます。

http://nrifd.fdma.go.jp/publication/kouenkai_gaiyou/files/koenkai 17th.pdf



問合わせ先

消防庁消防研究センター 研究企画室 TEL: 0422-44-8331 (代表)



平成25年度優良少年消防クラブ・指導者表彰

地域防災室

去る3月25日 (火)、総務省の講堂において、「平成25 年度優良少年消防クラブ・指導者表彰」が開催されまし

少年消防クラブは、防火・防災思想の普及を図ること を目的として、小学生から高校生までの少年少女で結成 されており、平成25年5月1日現在、全国に約5千のクラ ブ、約42万人のクラブ員、約1万4千人の指導者が活動 しています。

少年消防クラブ員は、防火や防災についての知識を身 近な生活の中に見出すとともに、日ごろから防火・防災 に関するさまざまな訓練の実施、防火パトロールや火災 予防ポスターの作成などを通じて、地域における防火・ 防災思想の普及に努めています。

全国少年消防クラブ運営指導協議会(会長:大石利雄 消防庁長官)では、クラブ員や指導者の意識高揚とクラ ブ活動の活性化を図り、少年消防クラブの育成発展に寄 与することを目的に、昭和29年から毎年、優良少年消 防クラブ及び指導者の表彰を行っています。

今回は、第1部「表彰式」、第2部「アトラクション」、 第3部「講演」という構成で開催されました。

第1部では、「特に優良な少年消防クラブ」19団体、「優 良な少年消防クラブ」31団体、「優良な少年消防クラブ 指導者」9名が、大石消防庁長官から表彰を受けました。 その後、受賞団体を代表して福岡県の相島あいのしま少 年消防クラブの代表者より、元気良く「お礼のことば」 が述べられました。

第2部では、「都民と消防の架け橋」として演奏活動



特に優良な少年消防クラブの表彰

を通じて防火・防災の意識向上と協力を呼びかけている 東京消防庁音楽隊による演奏が行われました。

第3部では、今年度から消防庁が実施している災害伝 承10年プロジェクトの語り部に講演していただき、東 日本大震災における被災地の状況や、避難所での大人・ 子供それぞれの役割などについて、お話いただきました。

今回受賞された少年消防クラブの皆さんをはじめ、全 国の少年消防クラブの皆さんには、多くの仲間とともに 日ごろの防火・防災活動にさらに励み、家庭や学校ある いは地域で、防火・防災の輪を広げていくリーダーとし ての活躍が期待されています。

また、少年消防クラブの活動は、指導者の方々の熱意 によって支えられており、指導者の方々には、今後とも 少年消防クラブの育成・発展に御尽力いただきますよう お願いいたします。



平成25年度優良少年消防クラブ・ 指導者表彰における消防庁長官祝辞

地域防災室

本日、表彰を受けられる少年消防クラブの皆さん、受 賞おめでとうございます。

現在、全国には約5千の少年消防クラブがあり、約42 万人の少年少女の皆さんが、それぞれの地域において防 火・防災活動に取り組んでいます。その中から特に、熱 心に活動に参加し、活動内容が高く評価された皆さんが 本日表彰されます。心からお祝いを申し上げます。

我が国は地震や台風などの自然災害を受けやすい地理 的条件下にあります。世界で発生したマグニチュード6 以上の地震の約2割が、日本の周辺で起こっています。 3年前の東日本大震災では2万人を超える死者、行方不 明者を生じました。今日では首都直下地震や南海トラフ 巨大地震の発生が危惧されています。昨年10月には台 風26号に襲われた伊豆大島で39名の方が犠牲になりま した。

また、昨年は長崎市の認知症グループホームや福知山 の花火大会、福岡の診療所などでの火災で多くの方々が 亡くなりました。

こうした災害から、国民の生命、身体、財産を守ることが、消防の責務であり、その体制を強化する必要があります。

併せてそれぞれの地域で、「自らの地域は自ら守る」という自助と共助の取り組みが求められます。皆さんには、今後とも日ごろの防火・防災活動を通じて、地域の方々と協力しながら、災害に強いまちづくりを目指していただきたいと思います。

また、指導者の皆様におかれましては、日ごろより少



長官祝辞

年消防クラブの育成・発展と防災学習の普及に多大な御 尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

昨年の臨時国会において「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立し、防災学習の振興が謳われ、地域防災力の一環として、少年消防クラブが初めて法律に明記されたところです。

少年消防クラブの活動は、防火・防災について学ぶ貴 重な機会であるとともに、将来の地域防災を担う人材の 育成につながるものであります。地域防災力の充実強化 のため、少年消防クラブに対する期待は益々高まってお ります。

皆さんには、今回の受賞を機に、より一層少年消防クラブの活動に御尽力いただきますようお願い申し上げ挨拶とします。

問合わせ先

消防庁国民保護·防災部防災課 地域防災室住民防災係 山下、橋本 TEL: 03-5253-7561



平成26年度全国統一防火標語・防火ポスターの 発表について

予防課

消防庁では、火災予防思想をより広く普及させること を目的に、一般社団法人日本損害保険協会との共催で、 平成26年度全国統一防火標語の募集を行いました。全 国から寄せられた30,120点にのぼる作品から、

「もういいかい 火を消すまでは まあだだよ」

が入選作品となり、平成26年度全国統一防火標語とし て使用されることとなりました。

この標語は、女優の優希 美青 (ゆうき みお)さん がモデルとなる全国統一防火ポスターなどに活用されま

■入選作品

もういいかい 火を消すまでは

まあだだよ

北海道 小林 好美さん

■佳作作品(9点)

火の始末 忘れず任せず 手抜きせず

東京都 丸山 明香さん

火災ゼロ その日のために その火から

大阪府 竹内 喜一さん

消すまでは 火からそらさぬ 目とこころ

三重県 小林 秀夫さん

残さない 小さな炎と その油断

北海道 朝日 教育さん

「念のため」 その一押しが 火を防ぐ

京都府 中西 正人さん

「消した」より 「消えた」確認 もう一度

兵庫県 村岡 孝司さん

点けたなら 消すまで責任 火の始末

石川県 高橋 幸恵さん

それ「いいね!」みんなでシェアする火の用心

兵庫県 高山 晴次さん

火をつけた そのときスタート 消すこころ

北海道 佐藤 文浩さん



【平成26年度全国統一防火ポスター】

この防火ポスターは約44万枚製作され、全国の火災 予防に活用されています。

【過去の標語】

2013年度 消すまでは心の警報 ONのまま

2012年度 消すまでは 出ない行かない 離れない

2011年度 消したはず決めつけないでもう一度

2010年度 「消したかな」 あなたを守る 合言葉

2009年度 消えるまで ゆっくり火の元 にらめっ子

2008年度 火のしまつ 君がしなくて 誰がする

2007年度 火は見てる あなたが離れる その時を

2006年度 消さないであなたの心の注意の火

2005年度 あなたです 火のあるくらしの 見張り役

2004年度 火は消した? いつも心に きいてみて





【ポスター贈呈の様子】

平成26年3月27日(木)、時事通信ホール(東京・銀座)において、全国統一防火標語及び防火ポスターの発表会が行われました。

発表会では、ポスターモデルの「優希 美青」さんの 紹介と標語の発表が行われ、(一社) 日本損害保険協会 から消防庁へ防火ポスターが贈呈された後、大石消防庁 長官が挨拶し、最近の火災に対する消防庁の施策の紹介 を行いました。



【挨拶をする大石消防庁長官】

■消防庁長官挨拶

本日はお忙しい中、2014年度全国統一防火標語・防火ポスター発表会にお越しいただき、誠にありがとうございます。

本日お集まりの皆様方には日頃から、消防行政に御 理解と御協力を頂いておりますことに感謝いたします。

全国統一防火標語は、国民の防火意識の高揚を目的 として1966年度から始まりました。今年も素晴らしい 作品が選ばれました。

選定に当たられた関係の皆様に心から御礼申し上げます。ポスターのモデルの優希美青さんにはご協力いただき、誠にありがとうございました。

住宅用火災警報器の設置が、平成23年6月から全ての住宅に義務づけられ、着実に普及しています。これまで住宅火災による死者は10年連続で1000人を超える状況が続いていましたが、昨年は992人と1000人を切ることとなりました。

一方、昨年は長崎の認知症グループホームや福知山の花火大会、福岡の診療所での火災で多くの方が犠牲になりました。消防庁では、再発防止のため、スプリンクラーの設置義務の拡大や屋外イベントにおける防火担当者の選任などにより、防火対策を強化することとしています。

防火の基本は一人ひとりの防火意識の向上です。平成26年度は、この防火標語と防火ポスターにより防火意識の啓発普及に取り組んでまいりたいと考えておりますので、お集まりの皆様の絶大な協力をよろしくお願いいたします。

終わりに全国統一防火標語に応募された皆様をはじめ、選定に御尽力頂いた関係の方々に改めて感謝を申し上げ、挨拶とします。



過去 10 年間の住宅火災における死者の推移(放火自殺者等を除く。)

※平成25年のデータは概数値、それ以外は確定値を使用

問合わせ先

消防庁予防課予防係 大槻 TEL: 03-5253-7523

緊急消防援助隊情報

緊急消防援助隊の登録隊数(平成26年4月1日現在)

広域応援室

緊急消防援助隊は、消防組織法第45条第4項に定められた「消防庁長官は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市町村長の申請に基づき、必要と認める人員及び施設を緊急消防援助隊として登録するものする」こととされており、各自治体からの申請に基づき、登録されます。

平成26年4月1日の緊急消防援助隊の登録数は、4,694隊となり、平成25年4月1日の登録数(4,594隊)より100隊増加しました。

緊急消防援助隊登録目標数については、東日本大震災を上回る被害が想定される南海トラフ地震等に備え、大規模かつ迅速な部隊投入のための体制整備が不可欠なことから、基本計画*を改正し、平成30年度末までに概ね6,000隊規模に大幅増強することとしました。

※消防組織法第45条第2項の規定により総務大臣が策定する 「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事 項に関する計画」

特に、石油コンビナート等エネルギー・産業基盤の被災に備え、特殊災害の対応に特化した精鋭部隊として「エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)」を新設し、配備いたします。さらに、緊急に先遣出動し迅速な初動対応を行う「統合機動部隊」及び緊急消防援助隊の通信を確保する「通信支援隊」を

新設するとともに、機動力の強化、後方支援体制の強化 を図ることとしています。

今後5年間で緊急消防援助隊の大幅増隊を図ることとなりますので、緊援隊補助金の新規登録隊への優先配分や、緊援隊機能強化のための車両整備を対象とする緊急防災・減災事業債等の活用により、登録を推進することとしております。大幅増隊に向けて、全国の消防本部のご理解と御協力をよろしくお願いします。

表 1 部隊別登録状況

部隊等	平成25年4月 の登録状況	平成26年4月 の登録状況	平成30年度末まで の登録目標数	
指揮支援隊	38隊	42隊	60隊	
統合機動部隊指揮隊	_	_	50隊	
エネルギー・産業基盤災害				
即応部隊指揮隊	_	_	12隊	
都道府県大隊				
都道府県大隊指揮隊	111隊	112隊	160隊	
消火小隊	1,633隊	1,649隊	2,500隊	
救助小隊	412隊	423隊	480隊	
救急小隊	1,043隊	1,057隊	1,250隊	
後方支援小隊	732隊	761隊	790隊	
通信支援小隊	_	21隊	50隊	
航空小隊	73隊	75隊	80隊	
水上小隊	18隊	18隊	20隊	
特殊災害小隊	276隊	272隊	300隊	
特殊装備小隊	373隊	376隊	380隊	
合 計	4,594隊*	4,694隊*	6,000隊**	

※ 重複登録を除くため、合計は一致しない。

図1 緊急消防援助隊登録部隊の推移(平成26年4月1日)

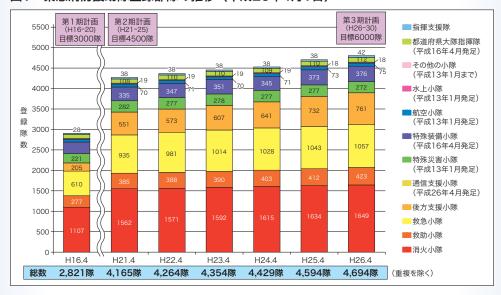




表2 平成26年度緊急消防援助隊登録状況(平成26年4月1日現在)

		松小关点				<i>₩</i> +	\z/=	特	殊災害小	隊		特	殊装備小	.隊					重複を
都道府県	指揮 支援隊	都道府 県大隊 指揮隊	消火 小隊	救助 小隊	救急 小隊	後方 支援 小隊	通信 支援 小隊	毒劇物 災害	大規模 危険物 火災	密閉 空間 火災	遠距離 送水	消防二輪	震災 対応	水難 救助	その他 特殊	航空 小隊	水上 小隊	合計	除く 合計
北海道	2	6	105	22	67	38	1	9	6	1	2		1	4	8	3		275	265
青森県		3	30	6	19	17		1	9					1	2	1		89	88
岩手県		2	26	6	18	16		2						1	2	1		74	72
宮城県	2	3	37	8	18	20	1	3	3	1	2		1	1	5	3		108	106
秋田県		2	29	6	15	11		1	5						2	1		72	71
山形県		2	22	5	12	11		1							2	1		56	56
福島県		2	33	7	27	19	1	2	3						3	1		98	96
茨城県		3	46	13	30	22		6	3				2	1	15	1	1	143	138
栃木県		2	30	8	19	19		5							4	1		88	83
群馬県		3	29	6	19	12	1	4					1		3	1		79	77
埼玉県	2	4	77	22	43	30		8					3		14	3		206	202
千葉県	2	2	75	19	40	46	1	8	6	1			1		15	2	2	220	215
東京都	2	2	118	12	49	36		2	6	2	2	4	3	2	18	7	4	269	269
神奈川県	6	3	67	21	44	29	2	10	7	2	4		5	6	15	4	2	227	224
新潟県	2	3	45	14	28	21		1	3	_	2				3	1		123	123
富山県		2	22	6	16	14		2		1				1	5	1		70	69
石川県		2	21	5	14	12	1	3	3			1			6	1		69	66
福井県		2	21	5	11	10		2	3						2	1		57	56
山梨県		2	14	5	12	10	,	2							2	1		48	46
長野県		2	38	12 10	29	17 12	1	3				2			10	1		115	90
岐阜県	4	2	35		26			2	2		2	2	2	1	3	3		92	
静岡県 愛知県	2	2	43 73	11 26	26 45	18 42	1	13	3	3	2	2	3 2	1	17	3	1	126 234	126 223
三重県		2	31	6	20	12	- 1	13	3	3				- 1	5	1	1	81	80
滋賀県		2	17	5	12	10	1	3	3						4	1		55	52
京都府	2	2	31	7	17	15	1	3		1	1		2	2	8	2		94	91
大阪府	4	3	84	18	42	27	2	7	9	1	3		1	2	21	2	2	228	223
兵庫県	2	3	59	19	47	26	2	7	4	-	6		1		6	3	1	186	182
奈良県		2	15	4	14	8		2							4	1		50	48
和歌山県		2	23	7	13	11	1	4							2	1		64	60
鳥取県		2	14	2	7	7		2						1	2	1		38	36
島根県		2	17	4	11	8		1					1		4	1		49	48
岡山県	2	3	28	10	22	12	1	3	3				1		5	2		92	90
広島県	2	2	44	10	28	19	1	3	3		2	2		1	10	2	2	131	130
山口県		2	23	7	15	11		2						2	3	1		66	65
徳島県		3	13	4	10	6		1	3						1	1		42	41
香川県		2	17	4	9	7		2							2	1		44	43
愛媛県		2	20	7	16	11		2	3		2		1		3	1	1	69	67
高知県		2	14	4	12	6	1	2							2	2		45	44
福岡県	4	4	37	10	30	17	1	8	1	1				3	11	3	2	132	129
佐賀県		2	13	3	9	8		1							4			40	39
長崎県		2	21	5	17	9		2	3						2	1		62	61
熊本県	2	2	22	10	22	11		4				2		1	5	1		82	80
大分県		2	16	6	11	11		1						1	1	1		50	50
宮崎県		2	13	4	12	10		2							2	1		46	44
鹿児島県		2	23	8	23	11		3	3				1		3	1		78	75
沖縄県	!	2	18	4	11	6		2					1					44	42
計	42	112	1,649	423	1,057	761	21	160	98	14	28	13	31	32	272	75	18	4,806	4,694

先進事例 紹介

人口減少地域の消防団員確保への取組

北海道 長万部町消防団

管内の概況

北海道のイタリアともいわれる道南の渡島半島。そのひざの裏に位置する『長万部町』は、北海道渡島半島の内浦湾最深部に位置し、南北最長28.4km、東西最長29.4kmにわたり、総面積は310.8 K ㎡、人口が約6.000人の町です。

北海道を代表する駅弁「かにめし」の町として全国的にも知名度がある長万部町は、函館市と札幌市の中間に位置し、多くの休憩スポットがある憩いの町であり、かつては国鉄・鉄道の町として栄え、現在もJR函館本線、室蘭本線が分岐をする主要な駅に属し、近い将来、北海道新幹線の駅が設置されることが決定しております。また、管内には国道5号線、37号線、230号線と主要幹線道路が集中し、高速道路のICを2か所有しており、今後北海道の交通拠点としての重要な役割が高まってきております。

町の中心地には温泉が湧き出て「温泉街」が栄えており、郊外には『二股らぢうむ温泉』があり、温泉湯華で形成された巨大なドームは「北海道の天然記念物」に指定され、その大積層は雄大そのものであります。この種の温泉湯華は世界中でも珍しく、アメリカのイエローストーン国立公園のマンモス温泉群と二股らぢうむ温泉の二ヶ所のみと言われております。

長万部町消防本部は、昭和23年12月に消防吏員定数 18名の消防本部として発足し、現在では1本部1署、 吏員定数20名で消防・救急・救助業務を行っております。 また、長万部町消防団は、昭和21年9月に警防団か



ら消防団へと改組改名され、現在は、1 団本部、2部(女性部・事業所部)、5 分団、118名(定数150名)で地域の安心・安全を確保するため、地域防災の要として活動しています。(平成26年4月1日現在)



紙芝居

事業所部及び女性部の導入の経緯

当消防団では、全国的に消防団員が減少傾向にあるなか、消防団員の確保、資機材の整備、消防団員の安全管理、並びに教育訓練を充実させるため、「消防団活性化総合計画」を策定し、消防団の活性化を推進しておりましたが、当町の人口減少と高齢化により、平成23年度末には、実員数が条例定数を大きく下回る101名と過去最低の充足率となり、次年度中には100名を割り込むことが危惧され、条例定数の削減も考慮しなければならな



女性·事業所消防団員入団式

い状況でありました。しかし、当消防本部は極めて小規模であり、常備の消防力のみでは大規模災害や火災等の各種災害に対応困難な状況であることから、消防団活性化総合計画に加え、「平成24年度消防団活性化実施計画」を策定し、町管理者や消防団幹部、消防本部と協議の上、5つの項目を定めた実施計画を策定しました。その項目

として、1「女性消防団員」の任用、2「事業所消防団員」の任用、3「消防団協力事業所証」の交付、4「消防団員指導者」の育成、5「定期訓練」の実施を掲げ、事業実施に伴う予算など理事者の理解も得られ、その結果、女性消防団員13名が入団、事業所消防団員は、町役場、郵便局、漁業協同組合、商工会、東京理科大学から10名の職員が入団し、団本部にそれぞれ女性部並びに事業所部を設置、4月から3ヶ月間(一般入団者も含め)で25名もの入団者があり実員126名とし消防団の組織改革が行われました。

また、消防団の普及啓発事業として、各事業所から複数名の入団がある4事業所に対し消防団協力事業所証を 交付しました。

事業所部及び女性部の活動

【事業所部】

当消防団の約1割が会社員などの被雇用者であり、消



防火査察

防団活動には事業所の協力が不可欠となっております。 当消防団の事業所部の活動は、一般団員と同様の出動態 勢を確立しており、平常時は有事の際に備え、放水・消 火訓練、応急手当、現場活動に伴う安全管理等の基礎的 教育の受講により、知識・技能を修得、士気の高揚を図 り、火災や災害発生時など有事の際には、現場活動並び に後方支援活動を行うことを役割としています。

【女性部】

女性部の活動は、消防団組織の活性化や地域住民に応える方策として、女性の持つソフトな面をいかし、女性らしいきめ細かな気配り、気遣いにより、平常時は住宅用火災警報器の普及促進、火災予防運動に伴う街頭防火啓発、幼稚園・保育所を訪問し防火紙芝居の開催、老人世帯・独居老人宅への防火査察等を行うことを役割とし、災害発生時など有事の際には、避難所の設置、運営、応

急手当や後方支援活動などを役割としています。

入団促進の新たな取り組み

当消防団におきましては、上記計画により消防団員の 入団促進を図ってきたところですが、少子高齢化に伴い 団員数の減少傾向は現在も続いております。消防団員募 集については、町広報紙やホームページで通年募集して おり、現団員により入団促進を行っていますが、「仕事 が忙しい」「訓練に参加できない」「自信がない」などの 理由から入団に至らない状況があります。このような状 況のなか、消防団員確保に向け更なる取組として計画中 であるのは、「機能別消防団」の設立であります。具体 的内容は消防本部において検討協議精査中であり、本年 度中に設立に向けた実施計画、要綱等を策定、平成27 年度の機能別消防団の発足を目指しております。まず一 つ目に、従前から町と建設協会との間で、風水害や大規 模災害、救助事案など障害物除去が必要とされる場合に、

重機の災害出動に伴う協定は締結しているものの、その活用方法は明確ではなく、実施計画、要綱により有効な災害活動が可能となるよう機能別の役割を定め、消防団と協力して災害活動に当たることにより消防防災力の向上を図って参りたいと考えております。



啓発活動

終わりに

消防団員は本業を持ちながらも「自らの地域は自ら守る」という郷土愛の精神に基づき、地域の安全・安心の確保のため、昼夜の区別無く果敢に活動し、被害の拡大防止や住民の安心・安全の確保には不可欠な存在です。しかし、全国的にも消防団員の減少は大きな問題となり、当消防団においても少子高齢化、過疎化に伴い消防団員の減少は大きな問題であり、消防団員確保に向けた対策が急務となっています。

今回、女性消防団、事業所消防団の導入により入団者の増員が図られましたが、今後更に消防団の強化、消防団員の確保に向けた実施計画・要綱を策定し、地域住民の安心・安全を確保するべく、組織が一丸となり地域住民に信頼される消防体制を構築していきます。



消防の広域化

地域と住民の安心と安全を守る消防を目指して

奈良県広域消防組合

管内の概要

奈良県広域消防組合は、県内11消防本部が合併し、 平成26年4月1日に誕生した全国最大の消防組合です。 本部は橿原市に置かれ、消防署数18、保有消防車両台 数166台、職員数は1,284名で、職員数においても全国 11位の大規模消防組織となっています。

構成市町村は、奈良市と生駒市を除く37市町村(10市15町12村)であり、管轄人口は約90万人で県内人口の65%、管内面積は3,361kmで県全体の80%に及ぶなど奈良県の大部分を占めています。

北西部の奈良盆地地域は大阪府と接していることから 交通の便もよく、都市近郊として発展しており、京阪神 大都市圏に含まれています。これに対して、宇陀地域な ど北東部は、大和高原と呼ばれる高原台地が続き、南部 の吉野地域は、大峰連山や大台ケ原といった紀伊山地が 大部分を占める山岳地域であり、過疎化、高齢化が深刻 化しており、管内にあっても対極的な地域が並存する状 況にあります。

また管内には邪馬台国の有力候補地とされる纏向(まきむく)遺跡、山の辺の道、飛鳥、日本最初の本格的な都城である藤原京、南朝が置かれ桜で有名な吉野山などがあり、まさに日本のふる里ともいえる地域です。特に聖徳太子ゆかりの法隆寺に加え、吉野から熊野に続く修験道の霊場「大峰奥駈道(おおみねおくがけみち)」など、管内に2つものユネスコ世界遺産を有していることも特筆すべきことです。このように管内に世界遺産、国宝や重要文化財など数多くの貴重な遺産や文化財を抱えているという特異性から、これら日本の宝を守るということも本組合に課せられた重要な使命といえます。

広域化に至るまでの経緯

平成18年6月消防組織法の一部が改正され、7月には市町村の消防の広域化に関する基本指針が示されました。これに伴い、奈良県では平成20年3月に奈良県市町村消防の広域化推進計画が策定されました。そのなかで示された県内1本部、3本部、4本部の3通りの組み

合わせ案が検討された結果、最大級のスケールメリットが期待でき、かつ住民サービスの向上が期待できる39市町村を管轄する「全県1消防本部体制」を目指すこととなりました。これに基づき奈良県消防広域化協議会が設立され、総会、幹事会及び事務局等の準備体制のもと、消防の運営に係る調整や組織、費用負担等について広域化に関する協議が重ねられました。しかし、平成24年1月に2市が協議会から脱退され、その後、その2市を除く37市町村(11消防本部)による奈良県広域消防運営計画が策定されました。そのような経過を経て、平成26年2月、奈良県知事から奈良県広域消防組合の設置が許可され、平成26年4月1日に消防業務を開始いたしました。



平成26年3月28日 奈良県広域消防組合設立式典森下 豊 管理者

広域化後の効果

現在、消防を取り巻く環境は著しく変化し、高齢化に 伴う救急搬送件数の増加、南海・東南海地震や洪水等の 大規模災害発生の懸念、老朽化した消防施設・設備の維 持や更新の困難性、消防救急技術の高度化・多様化、消 防救急無線のデジタル化などは、各消防本部が抱える共 通の課題となっています。今回の奈良県における消防の 広域化の取り組みは、これらの諸課題を克服し、住民サー ビスの向上と消防力を強化するものとして、県民はもと より、消防関係者から期待と注目を集めています。

本部業務を統合することによって事務の効率化を図るとともに、救急、火災予防及び火災調査等の専門スタッフの充実を図ることが可能となります。特に本部に指揮支援隊を24時間体制で編成できたことも広域化による成果といえます。この指揮支援隊は、平時は火災現場等に出動して現場支援を行いながら、大規模災害発生時に即応できる体制を整えています。また11消防本部を統合した結果、将来的には施設や設備等の重複投資を回避



左から 山本 洋 副消防長 平城 滿 消防長 山内 孝道 副消防長

することができ、計画的な整備が可能となって市町村の 財政負担が軽減できるものと期待されています。

平成28年4月には、消防救急無線のデジタル化を見据え、高機能指令システムを導入することが予定されています。通信指令部門の統合を図り、指令の一元化を行うことで消防活動の初動体制が強化され、現場への到着時間を短縮することが可能となります。

広域化の第1段階として、平成26年4月より本部部門を統合し、次に平成28年4月に通信指令部門の統合、平成33年には、現場部門の統合を行うことで真の一元化を目指しています。

奈良県広域消防組合消防本部



むすび

奈良県広域消防組合は、住民サービスの向上及び消防力の強化を目的とし、住民の生命、身体及び財産を各種災害から守り、住民が安心して安全に暮らせる管轄地域の実現に向けて広域化のメリットを最大限に活用していくことを目指しています。また広域化による効率化によって得られた人材や財源を、より高度な住民サービスの提供に繋げ、全国の消防広域化の模範となることを目標に、職員が一丸となって住民に愛される消防を目指して業務に邁進し、奈良県広域消防組合の新しい歴史と伝統を創造して行きたいと考えます。



電気自動車を非常時の電力バッテリーとして活用

横須賀市市民安全部危機管理課長 小貫和昭

神奈川県横須賀市では、平成24年度に電気自動車(EV)の新しい活用方法として、日産自動車株式会社、 椿本興業株式会社及び株式会社椿本チエインと共同で、電気自動車「日産リーフ」の駆動用バッテリーから電力供給をするシステム「LEAF to Home」に関する実証実験を行い、その成果として、本庁舎の出張所の位置付けの「行政センター」7か所に導入しました。

今回、そのうちの1つの「北下浦行政センター」で、 このシステムを活用した事例がありましたのでご紹介 します。

停電が発生したのは、平成25年9月20日の未明。北下浦行政センター、コミュニティ係 施設担当の山岡尚志業務主任は、午前1時過ぎに警備員から連絡があり登庁。その当時は行政センターの周辺一帯はすべて、信号機もすべて停電しており、真っ暗な状態。行政センターには、もともと火災時に消火栓のポンプを作動

するための自家用発電機が装備されていますが、この システムを使って給電してみることにしました。

山岡業務主任は、その時のことをこう語ります。「LEAFから給電できることは知っていたけれど、普段は保守点検の事業者が操作するのみで、私たち職員が実際に使ったことはありませんでした。停電は夜中で業務に支障は来さないことはわかっていたので、こういう時でなければ実験できない、と思ってやってみたのです。まずは取り扱い説明書を読むところから始めましたが、1時間くらいで給電できました。」

最初に給電を試すと、うまくいきませんでした。しかし、マニュアルを元にメインで使用しているブレーカーをすべて落としてから実行をしたら、無事給電が可能に。すべての電力をこのシステムでまかなった状態で、蛍光灯 4 灯、パソコン 1 台を使うことができました。





「停電から復帰した時に電流が流れてしまわないように、主幹ブレーカーを落とす必要があったのです。最初は蛍光灯4灯を5分間つけ、十分明るいことを確認しました。その後、パソコンやネットワークをつけてみました。自家発電機を利用したときには、電圧が安定しない場合がありますが、今回は何の問題もありませんでした。使用電力量ははっきりと覚えていないのですが、有る程度長時間の使用にも堪え得ることを感じました。行政センターには、自家発電もあるので、非常時にはこのシステムと交替で使うなど、今後のシミュレーションの参考にもなりました。」



システムに残されていた記録を見ると、実際の使用時間は、9月20日午前2時過ぎから3時45分まで。約1時間半ほど給電できたことがわかりました。ちなみに今回の停電は午前1時10分~3時36分まで。停電件数は4679軒。理由は強風による電線接触のため、とのこと。横須賀市周辺では、強風によるこうした停電は、少なくはありません。

今回は、主幹ブレーカーの切断のところでの戸惑いがありましたが、給電そのものはスムーズに行えました。

せっかくシステムを導入しているのですから、横須 賀市として、今後はより解りやすいフローを作成し、 いざという時に活用できるようにしていくことに併 せ、ピークシフトなどを念頭に、他の公共施設でのE Vの更なる利活用方法を検討していきます。

消防救急デジタル無線設備・消防通信指令 システム等運用開始式

松本広域消防局

松本広域消防局は、平成26年3月26日、「消防救急デ ジタル無線設備・消防通信指令システム等運用開始式」 を執り行いました。新指令システムは、情報伝達の迅速 化を目的に、災害放送の自動化やJアラート設備などを 新たに導入しました。さらに、デジタル無線と接続する ことで秘匿性の高い情報や、画像データの送信が可能と なっています。

また、増加する救急需要対策として、人口密集地域へ の救急隊の増隊など、社会情勢の変化を捉えた組織体制



3月26日から運用を開始した新指令システム

消防応援団が職場体験 目指せ未来の消防士

湖南広域消防局

平成26年3月27日、野洲市内の北野学童保育所の約 100名が湖南広域消防局東消防署で訓練を体験しまし

た。参加者は、地震体験、 はしご車搭乗体験、暗中体 験など、みんな目を輝かせ 楽しく活気のある訓練とな りました。



大地震の揺れを体験



はじご車の前に全員集合

消防通信



の構築に取り組 んでいます。



ぼうろう

西丘校区女性防火クラブ結成について

豊中市北消防署

豊中市北消防署では、3月28日 (金) 新千里出張所に おきまして結成式を行いました。自治会長を初めとする 多数のご来賓をお招きしました結成式後には、消火器取 扱訓練、煙中体験等を実施。訓練後には、新たな消防拠 点として機能する新出張所内の見学会も実施し、校区と 消防との繋がりもさらに深まりました。



揃いのハッピに身をつつんだ女性防火クラブ会員と記念撮影

旅館・ホテル等を対象に「防火安全塾」を 開催

新居浜市消防本部

新居浜市消防本部では、不特定多数の者が宿泊する旅 館・ホテル等を対象に防火安全塾を開催しました。

防火安全塾では、新表示制度の説明や火災事例を参考 に火災発生時の対応等について従業員等に学んでいただ き、防火意識の向上を図りました。

近年、旅館・ホテル等において大惨事となる火災が発 生しており、それら施設に対する防火管理体制の在り方 が問われています。

類似火災による被害の発生を防止するためにも、消防



火災時の対応などの講義に熱心に聴講

本部をあげて 旅館・ホテル 等の防火安全 対策に取り組 んでまいりま す。

消防通信/望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。 ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225 文字以内の原稿と JPEG 画像を別ファイルで送付してください】



富消防大学校だより

新任教官科(第7期)

消防大学校では、平成26年3月4日から3月14日ま での11日間にわたり、全国の消防学校の新任教官等96 名を対象に新任教官科(第7期)を実施しました。

新任教官科は消防学校で教育訓練を担当する職員に対 し、必要な専門知識及び技術を修得させることを目的と しており、講義技術に関すること(教育心理学、教育技法、 講義演習等)、学校の運営管理に関すること(メンタルへ ルス、体育理論、身体管理、安全管理等)、課題研究を 柱として編成しています。

具体的な講義内容としては、効果的、効率的な教育訓 練の方法、講義の組み立てのほか、講義実習では、全員 の模擬講義を収録し、学生が自らの話し方を知るととも に、学生相互で評価、検討を行うなど、より良い講義を 行なうための手法を学びました。

また、課題研究では、消防学校の教官として不安に感 じている点や、既に学校教官として抱える問題をテーマ

にグループ討議を行い、問題解決への糸口を探りました。 研修を終えた学生からは「教官として必要なスキル、知 識が身につくようなカリキュラムが組まれており、大変有 意義な研修であった。」、「学校教官として自分が抱えてい た不安や疑問点を、研修を通じて解消することができた。」、 「学校教官としての心構えや、学生との接し方、話し方等、 大変勉強になった。」、「全国の同志と意見交換ができ有意 義であった。」などの意見が多数寄せられました。

消防を取り巻く社会環境は複雑多様化する一方、熟練 職員の大量退職、市町村消防の広域化等、様々な課題を 抱える中、こうした状況に的確に対応していくための人 材育成は、従来にも増して重要なものとなっています。

新任教官科で修得した知識、技術にさらに磨きをかけ、 全国の消防学校において優秀な消防職員の育成のため、 大いなる活躍が期待されます。



メンタルヘルス講義



訓練礼式

■ 警防業務リーダー講習会の開催について

消防大学校では、平成23年3月に発生した東日本大 震災の影響を踏まえ、平成23年度から、消防活動体制 の充実強化を目的に警防業務リーダー講習会を実施して います。

引き続き、平成26年度においても警防業務リーダー 講習会を開催します。

東京都を皮切りに、宮城県、香川県、滋賀県、愛知県 と順次開催致します。

講義については、警防業務の指導・監督者に対し業務 に必要な知識及び能力を習得させ、教育指導者としての

資質を向上させることを目的として、昭和女子大学大学 院 山崎洋史教授による「リーダーシップと部下の指導 育成」、消防大学校教授による「現場指揮と安全管理」 及び同助教授による「危険予知訓練の実践」の講義を 行います。

これまでの受講生からは、「大変有益であった。」「引 き続き実施してほしい。」との意見が多く寄せられてお り、本講習会で習得した知識をそれぞれの職場で活用、 発揮され、全国各地での警防業務の充実・強化が図られ ることが大いに期待されます。







〈講習会の様子〉

●講習会開催予定

0	日程	開催地
第1回	6月 6日(金)	東京都会場(調布市・消防大学校)
第2回	8月 1日(金)	宮城県会場(仙台市・仙台国際センター)
第3回	9月 11日 (木)	香川県会場(高松市 ・高松商工会議所)
第4回	11月 21日(金)	滋賀県会場(大津市 · 全国市町村国際文化研修所)
第5回	1月 30日(金)	愛知県会場(名古屋市・愛鉄連厚生年金基金)



最近の主な報道発表について (平成26年3月24日~平成26年4月25日)

<総務課>

4 (100 323 pr)4		
26.4.12	第22回危険業務従事者叙勲(消防関係)	第22回危険業務従事者叙勲(消防関係)受章者は、632名で勲章別内訳は次のとおりです。 瑞宝双光章 349名 瑞宝単光章 283名 計632名

<消防技術政策室>

26.3.28	火災予防啓発ビデオ「灯油等の危険物による	消防庁では、私たちの暮らしに身近な灯油やガソリン等の危険物による火災を未然に防
	火災の実態」の制作・発表	ぐため、火災予防啓発ビデオ「灯油等の危険物による火災の実態」を制作しました。

<消防・救急課>

26.3.26	「高齢職員の能力・経験の活用等に関する検	消防の職場・業務の特性を踏まえつつ、消防力を維持しながら再任用職員(高齢職員)
	討会」報告書の公表	がこれまで培ってきた知識や経験を活用するために必要な条件等の検討を行うため、「高
		齢職員の能力・経験の活用等に関する検討会」を開催しました。
		この度、検討結果を報告書として取りまとめましたので公表します。

<救急企画室>

26.3.28	「平成25年度 緊急度判定体系に関する検討会 報告書」の公表	消防庁では、緊急度判定プロトコルVer.0を用いた実証検証で得られたデータをもとに、 緊急度判定プロトコルVer.1を策定しました。それらについて報告書として取りまとめ ましたので公表します。
26.3.28	「平成25年の救急出動件数等(速報)」の公表	平成25年における救急出動件数等の速報を取りまとめましたので公表します。 平成25年中の救急自動車による救急出動件数は591万5,956件(対前年比11 万3,501件 増、2.0%増)、搬送人員は534万2,427人(対前年比9万2,125件増、1.8%増)で救急 出動件数、搬送人員ともに過去最多を記録しました。
26.3.28	「平成25年度 救急業務のあり方に関する検討 会 報告書」の公表	救急出動件数は年々増加しており、今後も引き続き救急需要の増大が見込まれる中、救急搬送体制の強化や救急業務の高度化等、救急業務の今後の課題やそれに対する対応策を検討するため、消防庁では「救急業務のあり方に関する検討会」を開催しました。 検討した結果を報告書として取りまとめましたので公表します。

		校的 した相外を報告旨として収りまとりましたので五代します。
<予防課>	>	
26.3.31	自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格 に適合するものであることを確認した試験結 果に係る様式並びに試験の方法及び試験に使 用した設備等に関する事項を定める件(案) に対する意見募集の結果及び告示の公布	消防庁では、自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した試験結果に係る様式並びに試験の方法及び試験に使用した設備等に関する事項を定める件(案)の内容について、平成25年12月27日から平成26年1月30日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、3件の御意見をいただきました。いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表します。また、意見募集の結果を踏まえ、当該告示を公布しました。
26.3.28	入居者等の避難に要する時間の算定方法等を 定める件(案)等に対する意見募集の結果及 び告示の公布	消防庁では、入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件(案)等の内容について、平成25年12月27日から平成26年1月30日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、3件の御意見をいただきました。いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表します。また、意見募集の結果を踏まえ、当該告示を公布しました。
26.3.28	「障害者施設等火災対策報告書」の公表	消防庁では、平成25年2月8日(金)に長崎県長崎市において死者5名が発生した認知症高齢者グループホーム火災を踏まえ、「予防行政のあり方に関する検討会」の下に「障害者施設等火災対策検討部会」を開催し、障害者等が入所する施設における火災対策のあり方について検討を行ってきたところであり、この度、報告書が取りまとめられましたので公表いたします。
26.3.28	「有床診療所防火対策自主チェックシステム」 の運用開始	消防庁では、平成25年10月11日に発生した福岡市の有床診療所火災における課題を踏まえ、全国の有床診療所が入力した消防法・建築基準法・医療法に基づく防火対策の履行状況を消防庁・国土交通省・厚生労働省が共有できるシステムを整備し、平成26年4月1日から運用を開始することとしましたので、お知らせします。
26.3.27	特定駐車場における必要とされる防火安全性 能を有する消防の用に供する設備等に関する 省令(案)に対する意見募集の結果及び省令 の公布	消防庁では、特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する省令(案)等の内容について、平成25年12月27日から平成26年1月30日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、5件の御意見をいただきました。いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表します。また、意見募集の結果を踏まえ、当該省令を公布しました。
26.3.26	消防法施行規則の一部を改正する省令(案) に対する意見募集の結果及び省令の公布	消防庁では、消防法施行規則の一部を改正する省令(案)の内容について、平成25年 12月27日から平成26年1月30日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、 12件の御意見をいただきました。いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方 を取りませ

布しました。



<危険物保安室>

26.3.31	「危険物施設に設置する高発泡泡消火設備の技 術基準のあり方に関する検討報告書」の公表	倉庫等の火災に対し、膨脹比80~1000程度の高発泡の泡を大量に放出し埋め尽くすことで効果的に消火することが可能な高発泡泡消火設備が開発されており、ラック式危険物倉庫等に導入することが期待されていることから、実証実験等によりその消火性能を検証し、危険物施設における設置のあり方について検討を行いました。この度、報告書が取りまとめられましたので、公表いたします。
26.3.28	「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書」の公表	消防庁では、平成25年4月より「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」を開催し、火災危険性を有するおそれのある物質や火災予防又は消防活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質について調査検討を行ってきたところです。この度、本検討会の報告書が取りまとめられましたので、公表します。
26.3.28	「旧法屋外タンク貯蔵所の保安検査のあり方に 係る調査検討報告書」の公表	規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日閣議決定)において、昭和52年 以前に設置された特定屋外貯蔵タンク(以下「旧法タンク」という。)に係る保安検 査の開放周期のあり方について総合的に検討することとされました。 この度、本検討会の報告書が取りまとめられましたので、公表いたします。
26.3.28	「東日本大震災を踏まえた危険物施設の震災等 対策のあり方に関する検討報告書」の公表	消防庁では、危険物施設の事業者が適切かつ容易に震災等対策を実施することができるよう、危険物施設の震災等対策のポイントや留意点をまとめた「危険物施設の震災等対策ガイドライン」を作成するため、東日本大震災を踏まえた危険物施設の震災等対策のあり方を検討してきました。 この度、報告書が取りまとめられましたので、公表いたします。
26.3.24	強化プラスチック製二重殻タンクの無許可での 補修事案	ガソリン等の危険物を貯蔵するためにガソリンスタンド等に設置されていた強化プラスチック製二重殻タンクにおいて無許可での補修事案が発生したことから、消防庁では、都道府県及び市町村に対して「強化プラスチック製二重殻タンクの無許可での補修事案について」(平成26年3月24日付け消防危第72号)を通知しましたので、お知らせします。

26.3.31		消防庁では、特定防災施設等に対する定期点検の実施方法の一部を改正する件(案)の内容について、平成26年2月21日から平成26年3月22日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、4件の御意見をいただきました。いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表します。また、意見募集の結果を踏まえ、当該告示を公布しました。
26.3.27	「石油コンビナート等防災体制検討会報告書」 <u>の公表</u>	消防庁では、石油コンビナート等における防災の確保を目的として、総合的な防災体制の充実強化について検討を行う「石油コンビナート等防災体制検討会」を開催し、石油コンビナート等防災本部等の防災体制の充実強化及び最新の知見を踏まえた自衛防災組織等の防災活動の手引きの見直しについて検討を行ってきました。 この度、本検討会の報告書が取りまとめられましたので、公表いたします。

<防災課>

26.4.8	<u>避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況</u> <u>等調査結果</u>	消防庁では、市区町村の自然災害発生時における円滑な避難勧告等の発令の判断に資するために、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成17年3月)を参考に、地方公共団体に対して、避難勧告等の具体的な発令基準の策定を要請してまいりました。 この度、全国の市区町村における平成25年11月1日現在の策定状況等について、調査したので公表します。
26.3.28		消防庁は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成25年法律第 110号)が、昨年12月13日に公布・施行されたことを受け、消防学校の教育訓練の基 準(平成15年11月19日消防庁告示第3号)を一部改正し、公示しました。

<国民保護室、国民保護運用室>

ı	26.3.28	緊急速報メールによる弾道ミサイル情報等の配	現在、気象庁が発表する緊急地震速報及び津波警報については、携帯電話事業者を介
ı		<u>信</u>	して、携帯電話ユーザーに緊急速報メールで配信されています。
			今年4月から、これらに加え、新たにJアラートで配信される弾道ミサイル情報等に
ı			ついても、直接、携帯電話ユーザーに対して緊急速報メールで配信することとなりま
			したのでお知らせします。
L			1 0 1 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1



<地域防災室>

26.4.9		消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に関する規則案について、平成26年4月9日から平成26年5月8日までの間、意見を募集します。
26.4.9	する法律第十条第一項の規定による国家公務員	消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令案について、平成26年4月9日から平成26年5月8日までの間、意見を募集します。

<広域応援室>

26.4.17	「拠点機能形成車両」の公開	東日本大震災での教訓を踏まえ、大規模災害発生時に、緊急消防援助隊の被災地での 長期かつ過酷な環境下での活動を支援するための資機材を搭載した「拠点機能形成車 両」が完成しました。
26.4.17	<u>緊急消防援助隊の登録隊数</u> (平成26年4月1日現在)	平成26年4月1日現在における緊急消防援助隊の登録数は、744消防本部の4,694隊(重複登録を除く。)となり、平成25年4月1日の登録数(4,594隊)より100隊増加しました。
26.3.27	消防庁へリコプター (5号機) の運航開始	平成26年4月1日より消防庁へリコプター(5号機)が高知県(高知県消防防災航空隊)にて運航を開始いたします。

<応急対策室>

26.3.25	消防庁では、全国で実施される防災訓練の底上げを図ることを目的として、他のモデルとなるような実践的な防災訓練の事例調査を行い、地方公共団体等への情報提供を
	行うこととしました。 この度、調査結果をもとに報告書を取りまとめましたので公表いたします。

<消防研究センター、消防技術政策室>

	26.3.26	消防庁では、緊急消防援助隊に新設される石油コンビナート等のエネルギー・産業基 盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)の応急対応に資する高度な
		資機材等として、ICT×G空間情報を活用し、災害現場から離れた安全な場所への画像 伝送や放水等の活動を自律・協調して行うことが可能な災害対応のための消防ロボットの研究開発を行うこととしています。 この度、本研究開発に係る平成26年度の業務実施機関を公募することとしました。
Į		2 3 2 1 1913 2 1913 1 1913 1 1913 1 1913 1 1913 1 1913 1 1913 1 1913 1 1913 1 1913 1 1913 1 1913 1 1913 1 1913

最近の通知 (平成26年3月24日~平成26年4月25日)

発番号	日付	あて先	発信者	標題
消防予第179号	平成26年4月25日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部を改正する件」の運用について(通知)
消防地第20号	平成26年4月25日	各都道府県知事 各市区町村長	消防庁長官	消防団の更なる充実強化について(依頼)
消防情第176号	平成26年4月23日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁防災情報室長	「携帯電話等を所持している要救助者の位置情報が把握できない場合の当面の対応について」の改正について
消防特第71号	平成26年4月18日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁特殊災害室長	特定防災施設等に対する定期点検の実施方法の一部を改正する件の運用について (通知)
事務連絡	平成26年4月15日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	消防用設備等の設置等に係る金融上の措置について (情報提供)
消防予第167号	平成26年4月14日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	蓄電池設備の基準の一部を改正する件等の公布について



発番号	日付	あて先	発信者	標題
消防予第114号	平成26年4月1日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	歴史的建築物に係る消防法施行令第32条の適用事例の報告等 について(依頼)
<u>消防予第111号</u>	平成26年3月31日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した試験結果に係る様式並びに試験の方法及び試験に使用した設備に関する事項を定める件の公布について
消防予第142号	平成26年3月31日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	「有床診療所防火対策自主チェックシステム」の運用開始に ついて
消防特第50号	平成26年3月31日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁特殊災害室長	特定防災施設等に対する定期点検の実施方法の一部を改正する件の公布について(通知)
消防特第49号 消防危第84号	平成26年3月31日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁特殊災害室長 消防庁危険物保安室長	石油コンビナート等における防災施設等の応急対策等に関する留意事項について (通知)
消防消第82号 消防災第137号	平成26年3月31日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長 消防庁国民保護・防災部 防災課長	「警防活動時等における安全管理マニュアル (改訂版)」の一 部改正について
消防予第138号	平成26年3月31日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防用設備等の点検要領の一部改正について
<u>消防予第137号</u>	平成26年3月31日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防用設備等に係る執務資料の送付について(通知)
消防予第110号	平成26年3月28日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件等の公 布について
消防予第118号	平成26年3月28日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について(通知)
<u>消防予第115号</u>	平成26年3月28日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	改正火災予防条例 (例) の運用に係る執務資料の送付について
消防予第109号	平成26年3月27日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防 の用に供する設備等に関する省令の公布について
消防特第47号	平成26年3月27日	関係道府県消防防災主管部長	消防庁特殊災害室長	石油コンビナート等における防災体制の充実強化等について (通知)
消防予第113号	平成26年3月27日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	平成26年度全国統一防火標語について
消防予第101号	平成26年3月26日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	消防法施行規則の一部を改正する省令の公布について
事務連絡	平成26年3月26日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課	「高齢職員の能力・経験の活用等に関する検討会」報告書に ついて
消防予第100号	平成26年3月24日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	防火対象物に係る表示制度の執務資料の送付について

広報テーマ

5 月		6 月	
①住宅用火災警報器等の普及促進 ②風水害への備え ③ e-カレッジによる防災・危機管理教育の お知らせ	予防課 防災課 地域防災室	①危険物安全週間 ②津波による被害の防止	危険物保安室 防災課





住宅用火災警報器の普及促進について (住宅防火防災推進シンポジウムの紹介)

予防課

概要

消防庁では、平成18年度より住宅防火対策の重要性を周知し、住宅用火災警報器(以下「住警器」)、防炎品等の普及を図るため、住宅防火防災推進シンポジウムを開催しています。

ここでは、平成25年度に全国9カ所で開催されたシンポジウムの中から、群馬県会場の様子を紹介いたします。

平成26年2月2日(日)、群馬県高崎市総合福祉センターたまごホールにおいて、平成25年度住宅防火防災推進シンポジウムを開催しました。

子ども達を含む地域の住民の方々が多数参加され、立 ち見も出るほどの盛況ぶりでした。

なお、平成26年度は、当該シンポジウムを全国7カ 所で開催する予定です。

内容

(1) 基調講演

講師には、菅原進一東京理科大学総合研究機構教授を 迎え、最近の火災の傾向と注意点、住警器の効果などに ついて講演をいただきました。

(2) パネルディスカッション

消防行政に造詣の深いタレントのダニエル・カール氏のほか、消防庁、高崎市等広域消防局、自治会等の代表者が、「一緒に考えよう!地域の住宅防火と防災対策」をテーマに住宅火災の現況、住宅用火災警報器の設置及び維持管理の必要性、震災時の住宅防火対策、その他住宅用防災機器や防炎品の重要性等について議論しました。

(3) トークショー

ダニエル・カール氏と地元女性防火クラブ、民生児童 委員協議会及び群馬県聴覚障害者連盟等の代表者との対談形式でトークショーを行いました。トークショーの中では、高崎市等広域消防局職員による防災教室や住宅防火を呼びかけるファイヤーファイブショーも開催され地元幼年消防クラブの園児や保護者と一緒に防火や防災に関する勉強を行いました。

トークショーの最後には、参加者全員による「防災が んばっぺ!」のエールコールを行い、住宅防火防災への 意識高揚を図りました。



来場者に語りかけるダニエル・カール氏



ファイヤーファイブショー



会場全体が一体となってのエールコール



風水害に対する備え

防災課

我が国では毎年、台風や梅雨前線などの影響により多量の降雨があります。昨年は、「平成25年7月28日の島根県及び山口県の大雨」、「平成25年8月9日からの東北地方を中心とする大雨」や、台風第18号、台風第26号等による大雨で洪水や土砂災害が発生し、甚大な被害が発生しました。

洪水

流域に降った大量の雨水が河川に流れ込み、特に堤防が決壊すると、流域では大規模な洪水被害が発生します。また近年、短期間に局地的に激しい雨が降り注ぎ、山間部や都市部の中小河川に一気に流れ込み、平常時には川遊びができるような穏やかな河川が増水して勢いを増し、氾濫して流域に甚大な被害をもたらす事例が各地で発生しています。

平成25年6月から8月の大雨では、局地的に降った非常に激しい雨等により、中小の河川が増水し、岩手県、 秋田県、島根県、山口県を中心に浸水被害が生じました。

土砂災害

大雨により、地中に含まれる水の量が多くなると土砂 災害が発生しやすくなります。大雨のときには、土石流、 がけ崩れ、地すべりなどの土砂災害に厳重に警戒する必 要があります。

平成25年9月の台風第18号では、四国から北海道の広い範囲で大雨となり、浸水被害や土砂災害による被害がもたらされました。また、平成25年10月の台風第26号では、東日本から北日本の太平洋側を中心に大雨となり、特に東京都大島町では記録的な大雨により、大規模な土砂災害が発生しました。これらの災害により、多数の死傷者・行方不明者が生じました。

局地的な大雨による災害

近年は、短時間強雨の回数が増加傾向にあり、短時間に局地的に非常に激しい雨が降ることで中小河川の急な



平成25年の島根県及び山口県の大雨の被災現場 (島根県津和野町提供)

増水、アンダーパス*の浸水等を引き起こし、被害を生じさせる事例が多く発生しています。

※アンダーパス:交差する鉄道や他の道路などの下を通過するために掘り下げられている道路などの部分をいいます。周囲の地面よりも低くなっているため、大雨の際に雨水が集中しやすい構造となっています。

早めの避難が命を救う

風水害による人的被害を減らすには、早めの避難が欠かせません。市町村から避難勧告・指示などの発令があった場合は、すぐに安全な場所に避難しましょう。また、気象情報や市町村からの情報等をチェックし、少しでも危険と思われる場合は速やかに避難することが重要です。

危険が迫る前に避難を完了しておくことが一番ですが、暗い時間帯や、雨が降る中、避難をしなければならない場合も考えられますので、避難所の位置や、避難所までの道筋を日頃から確認しておくことが重要です。

浸水等により避難所までの歩行等が危険な状態になった場合には、生命を守る最低限の行動として、自宅や隣接する建物の2階以上へ緊急的に避難するなど、臨機応変な対応をとる必要があります。

災害による被害を減らすためにできること

災害による被害を最小限にとどめるためには、地域住 民の皆さん一人ひとりが災害に対して日頃から備えてお くことが必要です。

また、災害時の避難において支援を要する方々が迅速・安全に避難できるように、いざという時に誰が支援し、どの段階でどうやって避難するかなど、具体的な避難支援計画を定めておくことが重要です。

都道府県や市町村では、総合防災訓練や防災に関する 講演会・展示などのイベントを実施しています。また、 地域の自主防災組織でも防災訓練が実施されていますの で、こうしたイベントや訓練にぜひ参加して、いざとい う時に取るべき行動などを今一度確認してみてください。



平成25年台風第26号の被災現場(東京都大島町) (さいたま市消防局提供)

問合わせ先

消防庁国民保護防災部・防災課 中島、山本 TEL: 03-5253-7525



eーカレッジによる防災・危機管理教育の お知らせ

地域防災室

「防災・危機管理 e ーカレッジ」は、その名前のとおり、 防災の知識や災害時の危機管理について、いつでも、誰 でも、無料で学習できるインターネット上のサイトです。 防災業務に携わる方だけでなく、広く住民の方にも災害 への認識や必要な知識、技術を習得できるよう様々な内 容から構成されています。

昨年度は災害対策基本法の改正を反映したレッスンを 追加するとともに、コンテンツを更新しています。また、 トップページのリニューアルを行いました。



- ①「国民保護」、「災害対策基本法改正」、「風水害(竜巻等突風)警戒段階から発生時」のコンテンツを新規作成しました。
- ②トップページの構成を「入門コース」、「一般コース」、「専門コース」の3種類にコース分類し再構成を行いました。
- ③スマートフォンからの閲覧に対応できるよう修正を行いました(一部コンテンツを除く)。

"http://open.fdma.go.jp/e-college/" にぜひアクセスしてみて下さい。



問合わせ先

消防庁国民保護・防災部地域防災室 橋本、山本 TEL: 03-5253-7561



一般社団法人日本損害保険協会

一般社団法人 日本損害保険協会 会員会社(2014年2月1日現在



損害保険に関するお困りごとは 22 0570-022808 (そんぽADRセンター)